

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	55 件
国民年金関係	37 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	74 件
国民年金関係	49 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月から61年3月まで
② 平成14年10月及び同年11月

私は、自分自身にも年金は必要だと思い、昭和57年に自ら区役所で国民年金の任意加入手続を行った。

昭和60年12月に国民年金の被保険者資格を喪失したとされているが、そのような手続をした記憶は無く、国民年金保険料を納付してきた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、夫が勤めを辞め、新しい事業を始めたため、平成13年4月に転居した町の役場支所で国民年金への再加入手続を行った。その後、国民年金保険料の免除制度について知ったので、同支所で相談したところ、遡って保険料の免除が認められることになったが、申立期間②については、免除の対象とはならず、納付が必要との説明はされなかった。

平成14年12月から15年10月までの国民年金保険料については、後になって納付を求める通知があったので、納付しているが、申立期間②の保険料については、支払を求める通知は無く、未納であることも知らされていないので、納付したものと認識していた。申立期間②の前後の期間の保険料も納付していることから、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和60年12月に国民年金の任意加入被保険者の資格喪失手続を行った^{おぼ}憶えは無いとしている申立人の主張については、申立人が所持する年金手

帳には、任意加入被保険者の資格喪失日が昭和 61 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立人は申立期間①においては、資格喪失手続が行われておらず、被保険者資格を有していた可能性があり、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間①については、厚生年金保険に加入していた申立人の夫の当時の標準報酬月額、最高等級（31 等級）であり、申立人の国民年金保険料を納付できるだけの十分な資力があつたと考えられ、ほかに保険料の納付が困難であつたと考えられる事情も見当たらないことから、申立人は申立期間①の保険料を納付したと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の納付について支払を求める通知は無く、未納であることを知らされていないので、納付済みと認識しており、口頭意見陳述において、申立期間②の保険料については、当該期間直前において、その夫が厚生年金保険に加入していた期間も、町役場支所で納付したと主張している。しかし、国民年金保険料の収納事務は、平成 14 年 4 月から国へ一元化されたことから、申立期間②当時においては、申立人が主張する役場支所で納付することができなかつたこと、及び申立期間②直前の期間においては、申立人は第 3 号被保険者とされていたことから、納付書が発行されていなかった期間であることから、申立内容と一致しない。

ちなみに、平成 13 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、確かに納付されたことが確認できるが、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、申立人についても、同年 1 月に遡って第 3 号被保険者とされたことから、同年 9 月に申立人の夫名義の銀行預金口座に還付されたことが、オンライン記録から確認できる。

また、オンライン記録においても、平成 16 年 7 月に納付書が発行された記録が認められることから、この時点においても申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していなかつたことがうかがわれる。

なお、申立人は、申立期間②の前後の期間においては、国民年金保険料を納付し続ける余裕が無くなりつつあつたので、保険料の免除の申請手続を行い、遡って免除が認められることになつたと述べており、オンライン記録でも、申立人は、平成 15 年 1 月に保険料の免除の申請を行い、申立期間②の直後である 14 年 12 月から 15 年 6 月までの期間について、保険料の申請免除の承認を受けている。しかし、当時の制度では、遡って保険料の納付の免除が承認されるのは、申請日の属する月の前月までであつたことから、申立人が免除の申請を行った同年 1 月の時点では、申立期間②の保険料が免除されることはなく、納付を必要とする期間とされていたことについては、別途郵送された申請免除の承認通知書から申立人が知り得たも

のと考えられる。

さらに、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下であることに加え、14年4月に保険料の収納事務が国へ一元化された後の期間でもあることを踏まえると、当該オンライン記録に不備があったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）が無い上、口頭意見陳述においても保険料の納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの期間及び7年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から5年3月まで
② 平成7年2月から同年3月まで

私の母親は、平成6年2月頃、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。その際、申立期間①を含む過去の未納期間の国民年金保険料について、私は、両親から納付しなければいけないと言われたが、当時、学生だった私には経済的な余裕がなかったため、両親に負担してもらい、母親がまとめて納付書により金融機関で納付した。申立期間②の保険料については、私がアルバイトで得た収入から、毎月、母親に保険料分のお金を渡して納付書により金融機関で納付してもらっていた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続を行った平成6年2月頃に、過去の未納期間の国民年金保険料をその母親が納付書により金融機関でまとめて納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、5年4月から同年12月までの保険料を6年2月8日に一括して納付していることが確認でき、その時点で申立期間①の保険料を納付することは可能である上、その母親がまとめて納付したとする保険料額は、当時、申立期間①について実際に納付した場合の金額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①は5か月と短期間である上、申立期間①直後の納付済みとなっている平成5年度の国民年金保険料額よりも安価である当該期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間②について、申立人は、その母親に国民年金保険料の納付を依頼していたと主張しているところ、その母親は、「送付されてきた納付書により毎月金融機関で納付していた。」と証言している上、オンライン記録によると、当該期間前の保険料をおおむね定期的に納付していること、及び平成7年7月6日に納付書が作成されていることが確認できることから、当該期間の保険料は納付していたものと推認できる。

加えて、申立期間②は2か月と短期間であり、申立人の母親が納付していたとする国民年金保険料額は、当時、申立期間②について実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から63年3月まで
② 昭和63年10月から同年12月まで

私は、昭和61年か62年頃、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、夫の知人の市役所の職員から、「国民年金保険料を20歳のときまで遡って一括で納付できる。」と言われたので、夫が30万円以上の金額を銀行口座から引き出して、加入手続前の夫婦二人分の保険料を納付した。夫の分については、20歳のときまで遡れなかったが、私の分については、20歳のときまで遡って納付したと思う。その後も保険料の未納が無いように納付していたので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日などから、平成2年7月と推認でき、申立人は、その時点で遡って納付可能な昭和63年4月から国民年金保険料の納付を開始したと考えるのが自然であることに加え、申立期間②については、前後の期間の保険料が、過年度納付されていることが確認できることから、3か月と短期間である申立期間②の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人の夫が加入手続を行った頃に遡って一括で納付したとする30万円以上に及ぶ国民年金保険料の額は、昭和63年度及び平成元年度の夫婦二人分の保険料額と大きな開きはないことに加え、加入手続の時点では時効の到来前であり、納付することが可能であったことを考え合わせる

と、当該金額の納付は、申立期間②の保険料を含んでいたものと考えられる。

- 2 一方、申立期間①については、前述のとおり、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った時期は、平成2年7月と推認でき、その時点では、申立期間①の国民年金保険料については、時効により納付することができないことから、申立人が申立期間①の保険料を納付するためには、申立期間①において、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人の夫は加入手続時点において、30万円以上を預金口座から引き出した上で、遡って夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、前述のとおり、当該金額については、平成2年7月の加入手続の時点で、遡って納付することが可能な昭和63年度及び平成元年度の夫婦二人分の保険料に充てられたものと考えられることに加え、申立期間①及び夫の申立期間である昭和56年4月から63年3月までの保険料の合計額とも大きく異なっている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から63年3月まで
② 昭和63年10月から同年12月まで

私は、昭和61年か62年頃、妻と一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、知人の市役所職員から、「国民年金保険料を20歳のときまで遡って一括で納付できる。」と言われたので、30万円以上の金額を銀行口座から引き出して、加入手続前の夫婦二人分の保険料を納付した。私の分については、20歳のときまで遡れなかったが、妻の分については、20歳のときまで遡って納付したと思う。その後も保険料の未納が無いように納付していたので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日などから、平成2年7月と推認でき、申立人は、その時点で遡って納付可能な昭和63年4月から国民年金保険料の納付を開始したと考えるのが自然であることに加え、申立期間②については、前後の期間の保険料が、過年度納付されていることが確認できることから、3か月と短期間である申立期間②の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人が加入手続を行った頃に遡って一括で納付したとする30万円以上に及ぶ国民年金保険料の額は、昭和63年度及び平成元年度の夫婦二人分の保険料額と大きな開きはないことに加え、加入手続の時点では時効の到来前であり納付することが可能であったことを考え合わせると、当該

金額の納付は、申立期間②の保険料を含んでいたと考えられる。

- 2 一方、申立期間①については、前述のとおり、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った時期は、平成2年7月の時点と推認でき、その時点では、申立期間①については、時効により国民年金保険料を納付することができないことから、申立人が申立期間①の保険料を納付するためには、申立期間①において、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人は加入手続時点において、30万円以上を預金口座から引き出した上で、遡って夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、前述のとおり、当該金額については、平成2年7月の加入手続の時点で、遡って納付することが可能な昭和63年度及び平成元年度の夫婦二人分の保険料に充てられたものと考えられることに加え、申立期間①及び申立人の妻の申立期間である57年10月から63年3月までの保険料の合計額とも大きく異なっている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 55 年 1 月頃に、市役所の支所で国民年金及び付加年金の加入
手続を行った。

その後、私が、納付書に現金を添えて、地元の郵便局又は銀行で定額保
険料及び付加保険料を納付してきた。

申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得で
きない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 1 月頃に、市役所の支所で国民年金及び付加年金の加
入手続を行い、その後は、自分で納付書に現金を添えて、地元の郵便局又は
銀行で定額保険料及び付加保険料を納付していたと主張しているところ、申
立人は、申立期間を除き、国民年金の加入手続後の 29 年以上にわたる期間
の定額保険料及び付加保険料をほぼ納付していることから、国民年金保険料
の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後の期間の定額保険料及び付加保険料は納付済みとさ
れており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生
活状況に大きな変化は認められないことから、途中の 6 か月と短期間である
申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が納付していたとする申立期間の定額保険料月額及び付加
保険料月額の合計金額は、当時の実際の定額保険料月額及び付加保険料月額
の合計金額とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4949

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、20 歳前から平成 3 年に独立開業するまで、両親が経営する A 店で働いていた。国民年金については、私の母親が家族全員の国民年金保険料を納付しており、一緒に働いていた私の両親、兄、姉及び妹に加え 20 歳前から同じ店で働いていた私の妻も、20 歳から国民年金に加入し、保険料は全て納付済みである。一緒に働いていた家族全員が納付済みであるにもかかわらず、私だけが 25 歳から保険料の納付が始まり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳前から平成 3 年に独立するまで、両親が経営する A 店で働いており、その母親が家族の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の主張については、申立人の兄嫁は、自分が嫁いだ昭和 42 年から申立人は、その兄などと共に家業に従事していたと述べていることに加え、申立人の妻は、申立人が働く A 店で 43 年から働き始め、国民年金については、全て申立人の母親が行ってくれていたと述べていることから、申立内容には信憑性がある。

また、申立人は、申立期間後においては 35 年間にわたって国民年金保険料の未納は無い上、申立人と一緒に働いていたとするその両親、兄、姉及び妹は、国民年金の加入期間においては保険料の未納は無く、申立期間当時、家族全員の保険料を納付していたとする申立人の母親の保険料の納付意識が高かったことがうかがえることから、共に家業に従事していた申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人の妻については、申立人と結婚した後の昭和 50 年 11 月頃に国民年金の加入手続が行われたと推認され、第 2 回特例納付及び過年度納付により遡って 20 歳からの 54 か月分の国民年金保険料が納付されており、39 年 9 月頃に加入手続を行ったと推認される申立人の姉についても、20 歳に遡って保険料が納付されている。このことから、第 1 回特例納付の実施期間であった 47 年 4 月頃に加入手続を行ったと推認できる申立人について、その母親が申立人の申立期間の保険料について、申立人の妻と同様に特例納付等により納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4950

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 54 年 6 月まで

私は、昭和 48 年 11 月に会社に就職したとき、会社の事務員から、その会社が厚生年金保険の適用事業所ではないとの説明を受けたことから、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、私の妻が納付書により金融機関で納付していた。私は、54 年 6 月頃に交通事故に遭い、自宅療養を余儀なくされてしまい、収入が途絶えたことから保険料を納付することをやめてしまったが、それ以前は納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 11 月頃、国民年金の加入手続を行い、その妻が国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳は、49 年 2 月に発行されていることが確認できる上、その妻が保険料を納付していたとする金融機関は申立期間当時実在し、納付書により保険料を納付することは可能であったことから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、当初夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたが、育児にかかる経済的な負担が大きかったことから、妻自身の保険料の納付をやめた後、申立人の保険料のみ納付していたと述べているところ、当時、夫婦には子供が 3 人おり、その妻は昭和 52 年 1 月に国民年金の資格を喪失していることが確認できる上、その妻は、54 年 7 月以降の申立人の保険料の未納期間については、同年 6 月頃に申立人が交通事故に遭い、療養のために働くことができず、収入が途絶

えてしまったことから、それまで納付し続けていた保険料の納付をやめたことを具体的かつ鮮明に記憶していることから、その妻の主張には一貫性があり、基本的に信用できる。

さらに、申立期間当時、申立人が勤務していた会社の経営者は、申立人が昭和 54 年頃に交通事故に遭い、働けなくなったため、給料の支払が無かった時期があった旨の証言をしていることから、申立人の主張と合致する。

加えて、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、当時の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月及び同年2月

私は、いつ国民年金に加入したかは憶^{おぼ}えていないが、結婚してからは妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の私の保険料だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間であり、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料を納付している上、当該期間に近接する時期について、申立人とその妻は、同日に納付していることが確認できることから、申立人の当該期間の保険料も納付していたとしても特段不合理ではない。

また、申立期間に係る申立人の妻の国民年金保険料は平成4年4月2日に納付され、申立人の3年4月の保険料も4年4月2日に納付されており、申立人の当該期間当時の職業及び生活状況等から、申立人が保険料を納付するだけの資力が十分にあったことが推認され、申立人の3年4月の保険料と併せて、申立期間の保険料も納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年8月から62年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から62年10月まで

私は、成人した際、当然、国民年金に加入するものと認識しており、親の扶養から外れたため、国民年金保険料を納付していた。

海外から帰国した際にも、社会保険庁（当時）から、私の国民年金保険料について、未納がある旨の話は無かった。

申立期間当時、国民健康保険に加入し、国民健康保険料を納付していたため、国民年金保険料も当然納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和61年8月から62年10月までの期間について、申立人は、61年8月に転入した市において、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする明確な記憶は無いとしているものの、申立人の年金手帳及び同人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金第3号被保険者の該当処理日から、申立人は、同年同月頃、同市で、国民年金の加入手続を行ったものと推認され、同市において、申立人に、現年度保険料の納付書が発行されたものと考えられる。申立人は、納付書が送られてくれば、その納付書で、保険料を納付していたはずであるとしているが、保険料を、まとめて納付したとするまでの記憶は無いため、申立人が、国民年金の加入手続を行ったと推認される同年同月以降の保険料を、送付された納付書で納付していたと考えても特段不合理ではない。

また、申立人は、申立期間当時、不動産を所有していたと述べているなど、申立期間のうち、昭和61年8月から62年10月までの国民年金保険料

を納付するだけの資力はあったものと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月から 61 年 7 月までの期間について、申立人は、成人した際、当然、国民年金に加入するものと認識していたと述べているが、申立人は、当該期間の始期において、国民年金の加入手続を行ったという記憶が無いとしているほか、当該期間の国民年金保険料を納付したとしているものの、当該期間に係る保険料を納付した時期、場所、方法等に関する具体的な状況は記憶していないとしており、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、当該期間に関しては、上述 1 のような国民年金の加入手続や国民年金手帳記号番号の払出しなどの形跡も見当たらないため、当該期間は、当時、未届けによる未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に、20 歳の誕生日の前日の日付が書かれているため、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月から 61 年 7 月までの国民年金保険料を納付していたと思うとしているが、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続時期にかかわらず強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月から 61 年 7 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月から 62 年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から40年3月までの期間及び53年10月から54年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から40年3月まで
② 昭和53年10月から54年4月まで

私は、昭和37年頃、当時居住していた家の大家に勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に納付していたが、その後はしばらく保険料を納付していなかったため、申立期間①については、保険料を遡ってまとめて納付した。

申立期間②について、私は、昭和54年5月に海外に転出するまでは、国民年金保険料を納付していたはずである。

未納が無いように国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、当初、申立期間①直前の昭和38年4月から同年11月までは国民年金に未加入とされていたが、申立人の特殊台帳の当該期間の欄に、第1回特例納付を示す「附13」の印が押されていることから、平成22年5月に記録訂正されており、当時の行政側の記録管理及び事務処理が適切に行われていなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①直前の昭和38年4月から同年11月までの期間及び申立期間①直後の40年4月から43年6月までの期間は、国民年金の任意加入期間で、本来、特例納付により国民年金保険料を納付することはで

きない期間であるが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録によると、これら両期間は特例納付により保険料が納付済みとなっていることから、両期間の間の申立期間①についても特例納付が可能であったものと考えられる上、申立期間①は16か月と比較的短期間である。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和54年5月に海外に転出するまでは、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間②までの10年以上にわたり国民年金に任意加入をして保険料を納付している上、海外在住邦人の任意加入が可能になった後も、62年7月から国民年金に任意で再加入して保険料を納付していることから、7か月と短期間である申立期間②の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、夫の転勤に伴い転居することが多かったが、その都度、転入届を提出する際に、国民年金の住所変更手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の転勤に伴い転居することが多かったが、その都度、転入届を提出する際に、国民年金の住所変更手続きを行ったと主張しているところ、申立人は、転居に伴う国民年金の住所変更手続きを全て適切に行っていることが、申立人の所持する年金手帳から確認できる。

また、申立人は、昭和 52 年 9 月に、A 市において、住所変更手続き及び強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行っていることが、申立人の所持する年金手帳により確認できること、及び同年同月から申立期間直前の 56 年 3 月までの国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立人が、申立期間のうち、A 市に居住し、6 か月と短期間である同年 4 月から同年 9 月までの保険料を納付していたと考えるも特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和 56 年 9 月に、B 市において、住所変更手続きを行っていることが、申立人の所持する年金手帳により確認できること、及び申立人が B 市に居住していた申立期間直後の 58 年 4 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立人が、住所変更手続きを行いつつ、申立期間のうち、56 年 10 月から 58 年 3 月までの保険料を一度も

納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4955

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの期間及び同年6月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から54年3月まで
② 昭和54年6月から55年3月まで

私は、昭和52年3月に勤務先を辞めた際に国民年金の加入手続きを行ったと思うが、具体的には憶えていない。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が一括か分けてかは記憶に無いが、納付書で納付した。昭和55年8月に53年1月から同年3月までの保険料をまとめて納付したが、55年10月に区役所から、時効により納付できないため、54年4月及び同年5月の保険料に充当する旨の通知を受け取り、保険料については、時効制度があり、納付しても、未納とされてしまうことを知った。その通知には、納付可能な保険料は、53年7月以降と記載されていたことから、具体的な納付金額の記憶は無いものの、通知の内容に従って、納付可能な期間の保険料を必ず納付したはずであるので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、当委員会に提出した昭和55年10月当時の区役所からの「国民年金保険料の納付について」の通知には、申立人が同年8月に53年1月から同年3月までの保険料をまとめて過年度納付したものの、既に時効により納付することができないため、当該保険料を54年4月及び同年5月の保険料に充当したことに加え、通知した時点において過去の納付することができる保険料は53年7月以降の保険料であり、その時効期限が55年10月末であること、充当された54年4月及び同年5月の保険料について重複して納

付しないように注意することなどが記載されている。このことから、申立期間①及び②の納付書が作成されていることが推認される上、当該通知には、納付可能な保険料についても明記されており、当該通知に従って申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、制度上、国民年金保険料の還付金がある場合において、納付すべき保険料があるときは、還付に代えて、先に経過した月の保険料から順次充当することとされているにもかかわらず、申立人が時効後に納付したことに伴い生じた還付金は、その時点では未納とされ、かつ時効が到来していなかった昭和 53 年 7 月及び同年 8 月の保険料ではなく、54 年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当されていることから、行政側の事務処理に不備があったことがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ 9 か月及び 10 か月と短期間である上、申立人は、申立期間②後においては、国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意欲が高かったものと認められることに加え、申立期間当時、同一区内における住所変更手続を適切に行っていること、及び職業の変更は無いとしていることから、申立期間の保険料の納付が困難であったと考えられる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 46 年 9 月まで

私は、昭和 47 年 5 月に区役所に婚姻届を提出した際、今まで国民年金に加入していなかったことが分かり、これを契機として加入手続を行い、20 歳まで遡って国民年金保険料を一括納付することにした。婚姻届を提出して間もなく、私の妻が加入手続を行い申立期間の保険料として約 1 万 7,000 円を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 47 年 5 月に婚姻届を提出して間もなく、申立人の妻が申立人の国民年金加入手続を行うとともに、国民年金保険料を 20 歳まで遡って一括で納付したとする申立人の主張については、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、同年 6 月前半であることが推認でき、加入手続時点においては、第 1 回特例納付が実施されていた時期であった上、20 歳到達時の 44 年*月に遡って強制加入被保険者とされた申立人は、申立期間の保険料を納付することは可能であり、申立人の妻が納付したとする約 1 万 7,000 円の保険料額は、実際に加入手続時から 20 歳まで遡って納付した場合の金額とほぼ一致していることから、申立内容に不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることに加え、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその妻は、自身についても、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金の未加入期間や保険料の未納が無いことから、保険料

の納付意欲が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から49年3月まで

私は、時期や場所については詳しく憶^{おぼ}えていないが、国民年金の任意加入手続を行ったことを憶^{おぼ}えている。申立期間の国民年金保険料については、自宅に来た集金人又は金融機関で遡^{おぼ}って納付したはずである。保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入手続を行った後、申立期間の国民年金保険料を集金人又は金融機関で遡^{おぼ}って納付したと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立人は昭和49年3月に任意加入手続を行っていることが確認できることから、その時点で、申立期間のうち、強制加入期間である47年11月から48年3月までの過年度保険料を金融機関で遡^{おぼ}って納付することは可能であり、同年4月から49年3月までの現年度保険料を集金人又は金融機関で納付することは可能であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間のうち、昭和49年3月の国民年金保険料について、申立人は、同年同月に任意加入手続を行っていることが確認できることから、任意加入手続を行ったにもかかわらず、保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額と一致している。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間後の国民年

金保険料は全て納付済みであり、第3号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることが確認できることから、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月及び53年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月及び53年1月

私は、昭和43年4月頃、夫が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、2か月ごとに自宅に来ていた集金人に納付していた。私は、53年1月から夫が会社に勤めることになったので、区役所で国民年金の被保険者資格の変更手続を行ったことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、2か月ごとに自宅に来ていた集金人に納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では集金人制度が実施され、2か月ごとに保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間のうち、任意加入となっている昭和53年1月の国民年金保険料について、申立人は同年同月に国民年金被保険者資格を強制加入から任意加入に種別変更していることが申立人の特殊台帳より確認できることから、当該変更手続を行った直後の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4959

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年3月まで

私は、30歳になった昭和49年の秋頃、区役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。その後、54年10月に転居した際、納付書がしばらく届かなかったので、支所で納付書を発行してもらい、金融機関で保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月に転居した後、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、当初、申立期間直前の同年4月から同年9月までの保険料が未納とされていたが、申立人が当該期間の領収書を所持していたことから、平成21年4月に記録訂正されており、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じてその夫の職業に変更は無く、申立人の経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の6か月と短期間である申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、前納制度を利用するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4960

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月

私は、私が昭和43年4月に会社を退職した後、実家の店で働くことになったため、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が46年2月に結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月に申立人が結婚するまで、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の保険料は43年4月から納付済みであり、結婚直前の1か月を未納とするのは不自然である上、その母親についても、申立期間と同期間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をおおむね納付している上、前納制度を利用しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月まで

私が 20 歳になる頃に、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、私が母親に私と夫の夫婦二人分として 1 か月当たり 200 円を渡し、母親が家族全員分を集金人に納付していたにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、申立期間当時、集金人制度が存在していたことが確認できる上、その母親が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が家族全員分を一緒に納付していたと主張しているところ、その母親、父親及び夫の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録について、申立期間直前の昭和 39 年 4 月の保険料は、当初未納とされていたが、平成 22 年 8 月に記録訂正により納付済みとされたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は 23 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から51年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和45年10月に結婚した後、元夫に勧められたことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私たち夫婦二人分を一緒に区役所の窓口で納付し、申立期間②の保険料については、夫婦二人分を一緒に納付書により金融機関で納付した。申立期間①が未加入で保険料を納付していないとされていること、及び申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所やその元夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の元夫の申立期間②の保険料については、納付済期間となっている上、申立期間②は3か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、結婚後しばらくしてから、区役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に同区役所の窓口で納付していたと主張しているが、申立人の加入手続時期や納付金額等に関する記憶は定かではなく、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 45 年 10 月に結婚した後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、申立人が結婚する前の同年 4 月に職権により払い出された後、取り消されていることが確認できるほか、申立期間①後である 52 年 2 月に当時居住していた地域で払い出されていることが確認できることから、申立期間①は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間①を通じて同一区内に居住しており、60 か月以上の長期間にわたり、同一の行政機関が続けて記録管理を誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から同年 3 月までの期間、63 年 11 月から平成元年 1 月までの期間及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 63 年 11 月から平成元年 1 月まで
③ 平成元年 8 月

私は、昭和 63 年 2 月に会社を退職し、区役所で婚姻の届出を行うと同時に、国民年金の加入手続を行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、同区役所の窓口で納付書の発行を依頼した後、送付されてきた納付書により、それぞれの期間の保険料をまとめて金融機関で納付した。生活環境が変わる都度、種別変更手続及び住所変更手続等を行い、納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、当時、同金融機関は実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、実際に当該期間について納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、生活環境が変わる都度、種別変更手続及び住所変更手続等を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳では、申立期間を通じて当該手続が適切に行われていることが確認できることから、申立内容には信憑性がうかがえる。

さらに、申立期間①について、申立人は、昭和 63 年 2 月に会社を退職し、

婚姻の届出を行うと同時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、同年5月と推認でき、その時点において、申立期間①は過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4990

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月

私が厚生年金保険の資格を喪失した後、個人経営の会社に就職したことを契機に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても納付してくれていた。昭和52年4月から、私が就職することになり、母親から同年3月までの保険料を納付しておくと言われたことを記憶している。

昭和52年4月の就職により、共済組合に加入することから、自分で国民年金の資格喪失手続を行った。この手続時に年金手帳が見付からず、再発行を受けた。後に当初の年金手帳が見付かったが、再発行を受けた年金手帳には「被保険者でなくなった日」として「昭和52年4月1日」と記載されている。申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得した後、52年4月1日から共済組合の組合員となっていることから、本来であれば同日に国民年金の被保険者の資格を喪失させるべきところをオンライン記録では同年3月31日に被保険者資格を喪失させているが、同日に喪失させる特段の事情は見当たらず、同日で資格喪失とされていることは不自然である。

また、申立人の国民年金被保険者の資格喪失日について、申立人が所持している2冊の年金手帳のうち、再発行を受けたとする1冊には、「被保険者でなくなった日」として「昭和52年4月1日」と記載されている。この年金手帳は、就職に伴い国民年金被保険者資格の喪失手続を行った際に、再交付を受けたものであり、そのときに記入されたものであるとする申立人の主

張について、申立人は、申立期間直後から共済組合の組合員であり、当該資格喪失手続時を除いては、年金手帳の再発行を受ける特段の理由は無いことから、信憑性^{びよう}が高いと考えられ、オンライン記録において「昭和 52 年 3 月 31 日」とされていることは、記録管理に不備があったとしか考えられない。

さらに、申立期間は 1 か月であり、申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民年金保険料の納付周期が 3 か月であったことから、申立人の保険料を納付したその母親は、納付済みとされている昭和 52 年 1 月及び同年 2 月の保険料とともに申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月、同年 8 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 62 年 7 月及び同年 8 月
③ 昭和 62 年 11 月

私は、昭和 49 年 11 月から 55 年 3 月頃までの間に、夫と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行った。

その際に、区役所の職員から、「今なら、20 歳のときまで遡って国民年金保険料を納付することができる。」と説明されたので、後日、私が、私及び夫のそれぞれの 20 歳のときから加入手続を行った時点までの保険料を区役所の窓口で一括して納付した。その後は、自宅に納付書が送られてきたので、私が、銀行で夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 49 年 11 月から 55 年 3 月頃までの間に、夫と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、57 年 9 月頃と推認され、その年度当初の同年 4 月以降の国民年金保険料は、申立期間②及び③を除いて、全て納付済みとされていることから、加入手続を行って以降、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、i) 申立期間②直前の昭和 62 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料が、平成元年 1 月に過年度納付されていること、ii) 申立期間②及び③の間の昭和 62 年 9 月及び同年 10 月の保険料が、平成元年 5 月に過年度納

付されていることが、オンライン記録により確認でき、過年度納付されたいずれの時点においても、申立期間②及び③は、保険料を過年度納付することが可能な期間であり、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、それぞれ2か月及び1か月と短期間である申立期間②及び③の保険料を納付したと考えても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和57年8月に夫婦連番で払い出されていること、及び申立人の国民年金の加入手続が行われたのは同年9月頃と推認されることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、区役所の職員から、「今なら、20歳のときまで遡って国民年金保険料を納付することができる。」と説明されたので、後日、申立人が、申立人及びその夫のそれぞれの20歳のときから加入手続を行った時点までの保険料を区役所の窓口で一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和57年9月頃の時点では、当該期間の保険料を納付できる特例納付制度は実施されていないことから、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、20歳のときから加入手続を行った時点までの国民年金保険料を一括して納付した後は、自宅に納付書が送られてきたので、銀行で夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、加入手続を行った時期を特定できず、申立期間①のうち、どの期間の納付書が送られてきて、その納付金額がいくらであったかなどの記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、昭和58年12月に、区役所で婚姻届を提出した際、国民年金の氏名変更及び住所変更の手続きを行い、任意加入の手続きも行った。その後、納付書により、当時居住していた区の銀行の支店で国民年金保険料を納付し、59年4月に転居した際もすぐに住所変更手続きを行い、転居先の市の銀行の支店で納付していたと思う。

それにもかかわらず、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料が未納とされ、60年4月から61年3月までの期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和59年1月について、申立人は、58年12月に、区役所で国民年金の氏名変更及び住所変更の手続きと同時に任意加入の手続きを行ったと述べている。確かにオンライン記録によると、申立人の国民年金の任意加入被保険者の資格取得日は同年同月25日となっており、同年同月の国民年金保険料を納付しているが、申立人が当時居住していた区を所管する市では、2か月ごとの収納であったことから、同年同月の保険料のみが納付済みとなっており、59年1月が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を支出していたとするその夫は申立期間を通じて職業に変更は無く、保険料の納付が困難であった事情はうかがえず、その夫の標準報酬月額は、上位等級で推移しており、申立期間の保険料を納付できるだけの資力は十分あったと推認できる。

2 一方、申立人は、当初、申立人の所持する年金手帳の住所欄に、「昭和 60 年 4 月 20 日変更」の記載があることから、同日に転居先の市の市役所で住所変更の手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張していたが、その後、転居前の区の国民年金被保険者名簿に 59 年 2 月 13 日に転居先の市へ転出した旨の記載があることを説明すると、同年 4 月に同市での国民年金の住所変更手続きを行ったと主張を変えるなど、転居後の国民年金に関する状況が不明である。

また、申立期間のうち、昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月までの期間について、転居の際は必ず年金手帳を持参し、すぐに住所変更手続きを行ったと述べているが、上述のとおり、申立人の所持する年金手帳によると、転居先の市への住所変更日が 60 年 4 月 20 日と記載されており、転居前の市の国民年金被保険者名簿によると、59 年 2 月 13 日に転出した旨の記載があることから、当該期間の国民年金保険料を納付するための国民年金に係る住所登録が無く、保険料を納付することが困難であったと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、申立人は、60 年 4 月に国民年金の任意加入被保険者の資格喪失手続きを行った記憶は無いと述べているが、オンライン記録によると、申立人が所持する年金手帳と同様に、同年同月 20 日付けで同資格喪失となっており、その入力処理が同年 5 月 22 日と確認できることから正当な処理に基づくものであると考えられる上、上述のとおり、申立人の所持する年金手帳の住所欄に「昭和 60 年 4 月 20 日変更」の記載があることから、同日に、住所変更とともに同資格喪失の手続きも行われたと考えても不自然ではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から8年3月まで

私は、申立期間当時、短期大学の学生であり、国民年金保険料を納付していなかった。

会社を退職後の平成8年12月頃、国民年金の加入手続を行い、9年3月に、それまで納付していなかった8年11月から9年3月までの国民年金保険料を、一括で市役所で納付した。

その際に、申立期間の国民年金保険料も納付することができるかどうかを確認したら、窓口の職員から、「まだ2年たっていないから、保険料を納付することができます。」と言われたため、その場で、申立期間の保険料も一緒に納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った後、申立期間を除き、全て国民年金保険料を納付し、その大半は、納期限までに納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、平成9年3月に、8年11月から9年3月までの国民年金保険料を一括で納付し、その際に、申立期間の保険料も一緒に納付したとしており、申立人が、市役所窓口で、当該期間の保険料を納付することができる旨を確認し、申立期間及び8年11月から9年3月までの保険料を一括で納付したとしているなど、保険料を納付した際の状況を具体的に記憶していることに加え、申立人が、一括して納付したとする金額と申立期間及び8年

11月から9年3月までの保険料額とは、おおむね一致している。

さらに、申立人から提出があった給与支払明細書では、申立人が申立期間及び8年11月から9年3月までの国民年金保険料を納付したとする当時、申立人は、当該期間の保険料を納付するだけの十分な資力があったものと考えられ、保険料の納付意欲が高かった申立人が、申立期間の保険料を納付したと考えるも、特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4994

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年9月まで

私は、昭和48年11月に結婚し、転居したので、区役所で国民年金の住所変更手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付場所や納付金額についての具体的な記憶は無いが、住所変更の手続後は、自分で未納が無いように保険料を納付しており、1年分の保険料を前納したこともあった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月に結婚し、転居したので、区役所で国民年金の住所変更手続を行ったと主張しているところ、申立人の特殊台帳は、同年12月に、結婚前に居住していた市を管轄する社会保険事務所（当時）から転居後の区を管轄する社会保険事務所に移管されていることが確認できることから、申立人は、その当時、国民年金の住所変更手続を行ったものと推認される。

また、申立人は、昭和48年11月の転居後は、自分で国民年金保険料を納付し、1年分の保険料を前納したこともあったと主張しているところ、申立期間直後の49年10月から60歳に到達するまでの国民年金の被保険者期間中に保険料の未納は無い上、保険料を前納している期間もあることが、申立人の特殊台帳により確認できる。

さらに、i) 申立期間後の昭和50年度の国民年金保険料は前納されていることが申立人の特殊台帳により確認でき、保険料が前納された時点では、申立期間は、保険料を過年度納付することができる期間であること、ii) 申立

期間直後の昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが申立人の特殊台帳により確認できることから、申立人が、6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和48年3月に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、20歳になった47年*月から加入手続時までの国民年金保険料の納付書を作成してもらい、銀行で当該期間の保険料を納付した。

私は、申立期間の領収証書を所持しているにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に、20歳になった昭和47年*月から加入手続を行った48年3月までの国民年金保険料の納付書を作成してもらい、銀行で当該期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、同年3月に、申立期間を含む当該期間の保険料を銀行で納付していることが、申立人が所持する領収書により確認できることから、申立人が、申立期間の保険料を納付したことは明白である。

さらに、申立人が納付した申立期間の国民年金保険料が還付された形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、今回の申立てについて、年金事務所は、昭和48年3月の時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、申立人が所持している領

収書は、過年度保険料を収納することができない市が発行した納付書に付随するものであることから、納付記録を訂正することはできないとしているが、制度上、過年度保険料を収納できない市であっても、申立期間が過年度となる時点で当該期間の保険料の納付書を発行したものと推認できるものであり、その納付書によって申立期間の保険料を納付した申立人には、何の非もなく、行政側の事務処理の不手際を申立人の責めに帰すべきではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から53年3月まで

私は、昭和49年5月に結婚しており、その頃に、母親から国民年金の加入を勧められたり、市役所から国民年金の加入勧奨の電話があったりしたので、結婚後すぐに国民年金の加入手続を行ったと思う。

その際に、2年間遡って国民年金保険料を納付することができることを知ったので、昭和47年4月から49年3月までの保険料を後日納付した。

その後の国民年金保険料については、金融機関で納付していたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月の結婚後すぐに、国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、47年4月頃であると推認されること、ii) 申立人は、結婚した49年5月から任意加入被保険者とされていることが、申立人が所持する年金手帳により確認できることから、申立人の同年同月に、国民年金の加入手続を行ったとする記憶は、国民年金の被保険者資格の種別変更手続を行った記憶である可能性が高いと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、2年間遡って国民年金保険料を納付することができることを知ったので、昭和47年4月から49年3月までの保険料を後日納付したと主張しているところ、当該期間の保険料が納付済みとされていることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に保険料の未納は無いこと、及び上述のとおり、申立人は、昭和 49 年 5 月に国民年金の被保険者資格の種別変更手続を行ったものと推認されることから、種別変更手続を行っておきながら、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間当時の申立人の夫の標準報酬月額は、最高等級又はそれに近い等級で推移していたことが確認できることから、その夫は、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付するだけの資力を有していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4997

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から7年3月まで

私は、入社する予定の会社から年金手帳の提出を求められたため、平成7年2月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が約16、17万円のお金を出してくれたため、遡ってまとめて納付し、不足分は、後日、私が納付書に約4、5万円の現金を添えて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年2月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を2回に分けて遡って納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年4月に払い出されていることが確認でき、加入手続を行っておきながら全く保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立人が当時使用していたビジネス手帳には、同年3月28日の欄に、保険料を納付した旨の記載が確認でき、その記載は当時記載されたものと推認できる。

また、申立人の母親は、「当時、娘（申立人）は学生で収入が無かったため、私が国民年金保険料を用立てて納付した。」と証言している上、当時、市町村において、過年度保険料についても納付督促を行い、納付書を常備するなど、保険料の収納対策の強化が図られていたことが確認できるとともに、申立人及びその母親が記憶している保険料額は、実際に申立期間の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料

を全て納付している上、前納制度を利用している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は 19 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から同年 3 月までの期間及び同年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 61 年 9 月から同年 12 月まで

私の母親が、昭和 44 年頃、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。46 年 4 月に結婚してからは、妻が、私の保険料を、妻自身の保険料と一緒に納付してくれていた。私は、申立期間①及び②当時居住していた団地内の郵便局に、妻や子供と一緒に、私の保険料を納付するために出掛けたことがあったことを記憶しており、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ 2 か月及び 4 か月と短期間で、いずれも、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その当時、申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間①及び②当時居住していた団地内の郵便局に、妻や子供と一緒に、国民年金保険料を納付するために出掛けたことを記憶しており、同期間当時、申立人が居住する団地内に郵便局が存在し、当該郵便局が、同保険料の収納業務を行っていたことが確認できることなど、同期間当時の保険料の納付についての記憶は、具体的かつ鮮明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び60年8月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和60年8月から61年9月まで

私は、昭和43年頃、妻と一緒に町役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を郵便局で遡ってまとめて納付し、現在も領収書の控えを所持している。

申立期間②については、妻が町役場内の金融機関で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、私だけ申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付し、その領収書を所持していると主張しているところ、申立人が所持する領収書には領収印が無いものの、様式及び記載状況等から当時作成されたものと認められ、申立人が国民年金手帳に当該領収書を長年貼付していたことを踏まえると、第1回特例納付により保険料の納付がなされたものと考えられる上、その妻も、第1回特例納付により申立期間①の保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人は、その妻が町役場内の金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻の保険料は納付済みとなっている上、特殊台帳及びオンライン記録から確認できる範囲で夫婦の納付行動は同一であり、申立人のみ同期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金の加入手続を行った後の国民年金保険料を全て納付している上、前納制度を利用するなど、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①は12か月と短期間であり、申立期間②は14か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5000

第1 委員会の結論

申立人は、平成元年6月から同年10月までの国民年金保険料については、国民年金第3号被保険者であったが重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から同年10月まで

私は、平成元年6月に会社を退職して結婚した後、しばらくアルバイトをしていたところ、2年6月頃に、区役所より国民年金に関する郵便物が送付されてきたことから、同区役所へ行き、国民年金保険料の納付について相談を行った際、併せて国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料については、自宅に送付されてきた納付書により最寄りの金融機関でまとめて納付した。申立期間の保険料は納付しているので第3号被保険者として記録訂正された際に保険料が還付されなかったのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年6月頃に、国民年金の加入手続を行った後、送付されてきた納付書により最寄りの金融機関で申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間の保険料を納付することは可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は申立期間について、実際に納付した場合に必要な金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付する際、その夫から反対されたことを記憶しており、その夫は、「妻（申立人）が保険料を納付することに反対したが、その後、妻から保険料をまとめて納付してきたことを聞いた憶^{おぼ}えがある。」と証言していることから、申立人の記憶と一致する。

さらに、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ5か月と短期間である上、申立人の所持している年金手帳によると、申立人は、住所変

更手続及び氏名変更手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、国民年金第3号被保険者で納付を要しなかった申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5001

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私が20歳になった昭和41年*月に、私の母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。45年に結婚してからは、私が集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた地域では、当時、集金人制度が実施されていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点はない。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、その夫は、「妻（申立人）は、結婚してから第3号被保険者制度ができるまで、未納が無いように保険料を納付していた。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料について、1か月を除き未納は無く、国民年金に任意で加入している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5002

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月及び同年5月

私は、昭和46年に会社を退職し、自営業を始めたので、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、集金人に納付していた。53年に転居した後は、2か月ごとに集金人が来ていたので、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年に転居した後は、2か月ごとに来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在しており、2か月ごとに保険料の集金が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人及びその妻の住所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5003

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 2 月に会社を退職した後しばらくは国民年金に加入していなかったが、50 年頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続を行った際に、保険料を遡って納付できることを知り、夫が退職した 40 年 7 月から未納となっていた夫婦二人分の保険料を、同年 10 月に郵便局で遡ってまとめて 16 万円ぐらい納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、同年 10 月に遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、同年 7 月と推認でき、申立人が保険料を納付したとする時期は、第 2 回特例納付が実施されていた時期である上、申立期間は国民年金の強制加入者であることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人の夫は、申立期間を含む昭和 40 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を第 2 回特例納付により納付していることが確認でき、申立人は、申立期間直後の 44 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料を、第 2 回特例納付により納付していることが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間を含む 40 年 7 月から 48 年 3 月までの夫婦二人分の保険料を、実際に特例納付により納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5004

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月、同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月
② 昭和52年10月及び同年11月

私の次男は、昭和52年3月に、区役所で自身の手続と一緒に私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、次男が加入手続を行った際に、自身の保険料と一緒に区役所で納付した。申立期間②の保険料については、私の長男が私たち夫婦及び次男の保険料と一緒に自宅に来た集金人に納付していた。申立期間①及び②の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その次男が、昭和52年3月に、区役所で申立人と自身の国民年金の加入手続を一緒に行った際、申立期間①の国民年金保険料をその場で納付し、申立期間②の保険料については、申立人の長男が自宅に来た集金人に納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月に次男と連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間①当時、同区役所で保険料を納付することは可能であり、申立期間②当時、申立人が居住していた地域では、集金人制度が存在し、保険料を納付することは可能であったことから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①について、申立人は、昭和52年3月に国民年金に加入しており、加入しながら、その月の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間②について、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、保険料を納付したとする申立人の長男に係る申立期間

②と同期間の保険料は納付済みである。

加えて、申立期間①及び②は、それぞれ1か月及び2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をほとんど納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5005

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 12 月まで

私は、昭和 37 年 7 月から勤務していた会社で、国民年金に加入させられた。国民年金保険料については、会社の給与から控除され、その会社の社長が女性の集金人に私と社長自身の二人分を納付しており、その際、集金人が国民年金手帳に印紙を貼っていたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時、勤務していた会社は社長と申立人のみの会社であり、その社長が、申立人と社長自身の二人分の保険料を女性の集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間に係る社長の保険料が納付済みとされている上、申立人の居住地でもあったその会社が所在していた地域では、当時、保険料の集金人制度が実施されていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は、ちょうど 1 年間で何らかの記録作業上の齟齬^{そご}の可能性も考えられ、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に未納は無いことから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年2月まで

私は、昭和61年4月に、区役所で国民年金の高齢任意加入手続を行い、その際、区役所の職員と相談した上で、まずは3年間任意加入することとし、3年後の平成元年3月に、再度、区役所に出向き、65歳まで2年間任意加入を延長したい旨を申し出た。申立期間の国民年金保険料については、私が郵便局で1か月当たり1万円弱を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月に、区役所で国民年金の高齢任意加入手続を行い、区役所の職員と相談した上で、まずは3年間任意加入することとし、その3年後の平成元年3月に、再度、区役所に出向き、65歳まで2年間任意加入を延長したい旨を申し出たと主張しているところ、i) 申立人の収滞納一覧表の喪失予定年月日欄には同年2月と記載されていること、ii) オンライン記録によると、申立人は、65歳に到達する前月の3年*月まで国民年金の被保険者となっていることが確認できることから、申立人は、その主張どおり、当初、3年間任意加入することとしていたものを、元年3月に2年間延長し、その後の期間も国民年金に任意加入し、当該期間の保険料を納付しようとしていたことがうかがえる上、昭和63年3月の保険料を、申立期間の途中の平成元年12月に過年度納付により納付していることが確認でき、申立期間の保険料を納付できるだけの資力はあったものと推認できることから、申立人が65歳に到達するまで保険料を納付していたと考えても不自然ではない。また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が郵便局で

1 か月当たり 1 万円弱を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間に実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、高齢任意加入している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 23 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和22年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年3月1日に同資格を喪失した旨の届出及び同年8月1日に同資格を取得し、26年1月4日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年7月から同年12月までは200円、23年1月及び同年2月は600円、同年8月から同年11月までは1,200円、同年12月から24年4月までは5,100円、同年5月から同年9月までは4,000円、同年10月から25年12月までについては5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月1日から23年3月1日まで
② 昭和23年8月1日から26年1月4日まで
③ 昭和26年12月1日から30年2月1日まで

私は、昭和22年3月に学校を卒業し、学校の紹介でA社に入社した。同社における勤務期間の記憶は乏しいが、同社を退職後、26年1月4日から44年1月29日までB社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録が欠落している期間があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が同じ者が、昭和22年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年3月1日に同資格を喪失し、再度、同年8月1日に同資格を取得し、26年1月4日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記

録が確認できる。

また、申立人は、A社の所在地及び業務内容について具体的に供述しており、当該被保険者名簿で確認できる事業所の所在地が一致することから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、当該記録について、年金事務所に照会したところ、「申立人の名前と生年月日で検索した結果、オンライン記録では1名だけの記録となっており、申立人がA社に勤務していたとの供述があれば、本人のものと思われる。」との意見を得ていることから上記の記録は申立人の記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年3月1日に同資格を喪失した旨の届出及び同年8月1日に同資格を取得し、26年1月4日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和22年7月から同年12月までは200円、23年1月及び同年2月は600円、同年8月から同年11月までは1,200円、同年12月から24年4月までは5,100円、同年5月から同年9月までは4,000円、同年10月から25年12月までは5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③について、申立人は、B社C支店の所在地及び勤務内容等を具体的に記憶していることから、申立人が当該期間において同社C支店に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社C支店は、昭和26年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、30年2月1日に再び適用事業所となっていることから、当該期間において適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人はB社C支店の同僚を記憶していない上、同社C支店において昭和26年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚及び30年2月1日に同資格を取得した同僚は共に連絡先が特定できず、これらの者に照会を行うことができないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、B社C支店は、昭和43年9月17日に適用事業所でなくなっており、照会を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年1月7日から同年8月16日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年8月16日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年1月7日から同年11月1日まで
夫が、A社に勤務していた期間のうち、昭和20年1月7日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和20年1月7日となっており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている同社における資格喪失日も同日となっている。

しかし、上記の被保険者台帳に記載されている生年月日は、申立人の生年月日と異なっており、A社が、昭和20年8月17日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった(以下「全喪」という。)後、同年10月1日に再度適用事業所となった同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と健康保険の番号が1番違う別の被保険者の生年月日が記載されていることから、当該被保険者台帳は同年10月1日以降に作成されたと考えられる。

一方、A社が提出した「退職発令の件」及び「退職手当金計算」から判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和20年1月7日から同年8月15

日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、全喪前のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は記載されていない。

さらに、B事務センターは、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿は戦災による焼失等の理由により欠落している可能性がある名簿だと回答している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実を以てした資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元を成し得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上のことから、申立期間のうち、昭和20年1月7日から同年8月16日までの期間については、申立人はA社の厚生年金保険被保険者であったと考えるのが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月16日から同年11月1日までの期間については、上記のとおり、A社は当該期間のうち、同年8月17日から同年9月30日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が提出した「退職発令の件」及び「退職手当金計算」に、申立人が昭和20年8月16日から同年10月31日までの期間において休職していたことが記載されており、申立人の当該期間における給与の支給について確認できない。

このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年5月14日から23年2月29日までの期間について、事業主は、申立人が22年5月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年2月29日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のC社（現在は、E社）D工場に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和23年2月29日から同年3月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から22年3月頃まで
② 昭和22年5月頃から23年3月1日まで

申立期間①は、A社（現在は、G社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、昭和19年6月1日と記録されているが、22年3月頃まで勤務していた。

なお、申立期間①のうち、昭和19年12月1日から20年8月15日までは陸軍に入隊していた。終戦により、同年9月半ば頃に復員してA社B工場に復職した。

また、申立期間②は、A社B工場を辞めてから1か月後ないし2か月後の昭和22年5月頃から平成2年2月5日までC社及びE社に継続して勤務していたが、C社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が

23年3月1日と記録されている。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和22年5月14日から23年2月29日までの期間については、C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が、22年5月14日に被保険者資格を取得し、23年2月29日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、E社から提出のあった社員名簿及び同社の回答から、申立人が当該期間において、C社に勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、申立人が昭和22年5月14日に被保険者資格を取得し、23年2月29日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和23年2月29日から同年3月1日までの期間について、E社から提出のあった社員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人は、C社に継続して勤務し（昭和23年3月1日に、同社D工場から同社F工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿における昭和23年1月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和23年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付すべき義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和22年3月頃までA社B工場に勤務していたと主張しているが、申立人が記憶している同僚は、「申立人は、軍隊に入隊する前（昭和19年12月1日）に同社B工場を辞めた」と記憶している。」と証言している。

また、申立人が記憶しているほかの同僚は、既に死亡しているか住所が

不明であるため、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言を得られない。

さらに、G社では、申立期間①当時の人事記録、賃金台帳等の関係資料を保管していないため、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、申立期間①の保険料控除が確認できる給与明細書等を所持していない。

なお、申立人は申立期間のうち、昭和19年12月1日から20年8月15日までは陸軍に入隊し、同年9月半ば頃に復員してA社B工場に復職したと主張しているが、申立人の本籍地及び終戦時に所属していたとする部隊が所在していた県に申立人の軍歴を照会したが、いずれの県においても申立人の軍歴は確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和50年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月20日から同年6月21日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、平成17年4月1日に同社を退職するまで継続して勤務していたが、同社C支社から同社D支社へ転勤となった頃の厚生年金保険の被保険者記録が無い。転勤により記録が欠落することは無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された従業員身上明細票から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和50年6月21日に、同社C支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和50年4月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に、申立人の資格喪失日が昭和50年5月20日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月

の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年12月1日までの期間について、A社（現在は、B社）の事業主は、申立人が19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年12月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年11月までは60円、同年12月から21年3月までは100円、同年4月から同年11月までは330円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から21年12月1日まで
② 昭和22年8月1日から29年7月1日まで

昭和18年4月1日から21年11月30日までA社に正社員として勤務していた時の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、22年8月1日から29年6月30日までC地にあったD社にE職として入社し、勤務していた時の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は確認できないものの、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は、昭和19年6月1日に同社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、上記の被保険者台帳には、資格喪失日は記載されていないが、「照会せるも喪失年月日が不明。一部照合済台帳。32・3・12 認定。」と記載されている。

さらに、上記の被保険者台帳によると、昭和 20 年 12 月 1 日及び 21 年 4 月 1 日付けの標準報酬月額が改定が行われていることが確認できる。

加えて、申立人は、「A社を退職後、F社に入社するまで、それほど日にちを空けていなかった。A社を退職したのは、昭和 21 年 11 月末であった。」と主張しているところ、申立人から提出されたF社に係る採用辞令により、申立人は同年 12 月 16 日に同社に入社したことが確認できる上、申立人の夫は、「昭和 21 年 10 月に自身の就職先が決まり、申立人にそのことを伝えに行ったので、申立人は同年 10 月ないし同年 11 月までA社に勤務していたと思う。」と述べており、申立人が主張する同社における勤務期間に不自然さは無く、信憑^{びよう}性が認められることから、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 21 年 12 月 1 日であったと認められる。

一方、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間として保険料の徴収は行われていない期間であることから、当該期間については、申立人を厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間については、当時施行されていた労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用範囲は、筋肉労働者の男子工員のみであり、女子が適用になったのは、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）が施行された同年 6 月 1 日以降のため、申立人は、当該期間において厚生年金保険の被保険者になることはできない期間であることから、18 年 4 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間については、申立人を厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

なお、昭和 19 年 10 月から 21 年 11 月までの標準報酬月額については、上記被保険者台帳において確認できる標準報酬月額の記載から、19 年 10 月から 20 年 11 月までは 60 円、同年 12 月から 21 年 3 月までは 100 円、同年 4 月から同年 11 月までは 330 円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、「C地にあったD社にE職として勤務していた。同社には、同級生の紹介で入社した。」と述べている。

しかしながら、D社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、商業登記の記録においても同社を確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間②における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人はD社で一緒に勤務していた上司及び同僚の名前を覚えていない上、前述の同級生も高齢のため、申立人に係る供述を得ることができないことから、同社における申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成11年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成11年6月30日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、月末退職にもかかわらず資格喪失日が同年7月1日となっていないため、退職月の厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落している。申立期間に係る給与明細書を所持しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する平成11年7月分の給与明細書に記載されているメモ書きには、給与は公休を入れて6日間として計算してあることが記載されているところ、A社の給与の締め日は毎月20日で、毎週月曜日及び火曜日が休日であり、日給月給制である申立人の11年7月分の給与は、同年6月21日から同年6月30日までの10日間のうち休日の4日を除く6日分であることが確認できることから、申立人は同社に同年6月30日まで勤務していたことが認められる。

また、A社の現在の事務担当者は、申立期間当時の厚生年金保険料の控除が当月控除か翌月控除であったかは不明であるとしているものの、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成7年4月1日となっており、かつ、申立人が所持する同年4月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることを踏まえると、申立期間当時におい

ては、厚生年金保険料の控除は当月控除であったと考えられることから、申立人が所持する 11 年 6 月分の給与明細書から控除されている厚生年金保険料は同年 6 月の厚生年金保険料であると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する平成 11 年 6 月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間における保険料納付の記録を保管しておらず不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が健康保険組合の記録における資格喪失日と同じ平成 11 年 6 月 30 日となっており、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 4900

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和48年1月26日から同年4月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和48年11月30日から49年3月21日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和48年1月から同年3月まで及び同年11月から49年2月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月26日から同年4月1日まで
② 昭和48年11月30日から49年3月21日まで

父は、昭和47年11月21日にA社に入社して、49年2月28日に退職するまで、一貫して同社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録においては、48年1月26日から同年4月1日までの期間及び同年11月30日から49年3月21日までの期間の記録が無い。会社の保険料控除の証明書を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の次女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言、事務担

当者の証言及び社会保険労務士事務所の回答から、申立人は当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚、事務職員及び社会保険労務士事務所から、「当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた。」との供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和47年12月の社会保険事務所（当時）の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は昭和48年1月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年1月26日から同年4月1日までの期間において適用事業所として記録が無い。しかし、同社は同年1月26日において、複数の同僚、事務職員及び社会保険労務士事務所の供述から申立人を含め5名以上の従業員が勤務していたことが認められることから、同社は当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人が所持するA社が発行した健康保険及び厚生年金保険の保険料支払に関する証明書から、申立人は同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記のA社の保険料控除証明書の控除額から9万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は昭和48年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年11月30日から49年3月21日までの期間において適用事業所として記録が無い。しかし、同社は同年11月30日において、複数の同僚の証言から申立人を含め5名以上の従業員が勤務していたことが認められることから、同社は当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主は所在も不明であり確認できないが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 4901

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月1日から同年12月30日まで
厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が8万円となっている。バブル崩壊後で会社の経営が厳しい時ではあったが、給与は50万円もらっていたにもかかわらず、標準報酬月額が8万円となっているのは納得できないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年12月30日）より後の4年3月4日付けで、3年7月から同年11月までの期間の標準報酬月額が15万円に引き下げられ、その後、4年11月11日付けで標準報酬月額が、3年4月から同年6月までは50万円から8万円に、同年7月から同年11月までは15万円から8万円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このように遡って記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、平成3年6月19日に取締役から代表取締役に就任後、同年12月2日に再び取締役に就任していることが確認できるが、同僚の一人は、「申立人は、標準報酬月額の訂正処理が行われた時は取締役であったが、社会保険事務等の権限は有しておらず、A社の代表取締役が記録訂正の手続を行ったと思う。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、当初事業主が社会保険事務所に届け出た50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 23 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、B 渉外労務管理事務所の事業主は、申立人が同年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,900 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 25 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日までの期間について、C 渉外労務管理事務所の事業主は、申立人が同年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 25 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①については、私が昭和 23 年 4 月に入社した A 社の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 6 月 1 日となっているが、私が所持

している厚生年金保険被保険者証では、同資格の取得日は同年5月1日となっている。

申立期間②については、私は、昭和24年2月に駐留軍関係の業務を行っていた会社であったD社に入社し、途中、身分は渉外労務管理事務所に移ったようであるが、同年11月末日まではE町でF職として、同年12月から25年8月末日までは同地でG職として勤務していた。それにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

申立期間③については、私は、駐留軍の命により、それまでの勤務地であるE町からH町のI社に派遣されることとなった時期に当たる。昭和25年8月末日まではE町で勤務していたはずであるにもかかわらず、申立期間③の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

以上のことから、申立期間①から③までを厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和22年には実家の仕事を手伝っていた。そこに、高等専門学校卒業（23年3月）間際だった弟が、学校を辞めて実家に戻ってきたので、すぐに弟に任せ、募集があったA社に入社した。よって、23年4月には同社に入社していた。」と供述しており、A社に入社した時期及び契機の詳細を記憶していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、当時の厚生年金保険被保険者証を所持しており、当該被保険者証には、資格取得年月日欄に昭和23年5月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間①に係る被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の昭和23年6月の記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録によると申立人の資格取得日は昭和24年5月1日と記録され、事業所名称が記録されていない。

しかし、J防衛局が保管していた申立人の連合国軍関係常備使用人登録票によると、雇入年月日は昭和24年4月1日であることが確認できることから、申立人が当該期間に勤務していたことが認められる。

また、日本年金機構L事務センターが保管している申立人の被保険者カードの資格取得日は、昭和24年4月1日と記載されている。

さらに、K事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日欄は空欄ではあるが、その直近で資格取得日欄に記載がある者（健康保険の番号が申立人よりも3番前の者。申立人の直前2名も資格取得日は空欄）の資格取得日は、昭和24年4月1日となっている上、健康保険の番号が申立人よりも6番後の被保険者の資格取得日は、同被保険者名簿においては空欄であるが、オンライン記録では、資格取得日が同年4月1日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間②に係る被保険者資格の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、3,900円とすることが妥当である。

申立期間③について、オンライン記録によると申立人の資格喪失日は昭和25年8月21日と記録され、事業所名称が記録されていない。

しかしながら、C渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は昭和25年9月1日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間③に係る被保険者資格の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）D事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月25日から48年10月1日まで
A社C支店から同社D事業所へ転勤した昭和47年8月25日から48年10月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。29年1月23日に入社し、平成4年4月30日まで継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の経歴表において、A社C支店から同社D事業所への異動日は昭和47年9月1日と記載されているが、B社は、人事異動に伴う厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続を給与支給日である25日に行っていたと回答している上、申立人及び同僚の被保険者記録においても、各月の25日に被保険者資格の得喪が行われていることが多数確認できることから、申立人のA社D事業所における被保険者資格の取得日は同年8月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D事業所における昭和48年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 4904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和47年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月21日から47年7月10日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた昭和45年7月21日から47年7月10日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間は、同社社員として海外に出張をしていた。申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、複数の元同僚及び元上司の供述から、申立人が、昭和45年7月21日から47年7月10日までの期間、B国に出張し、現地の駐在事務所で勤務していたことが認められる。

また、申立人に対して、申立期間に係るB国の駐在事務所への出張命令を出したと述べているA社の元上司は、「申立人は、出張期間中もA社本社の社員であり、給与は本社から支給されていたため、厚生年金保険の被保険者期間が途切れるのは考え難い。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時期に、申立人と同様にA社本社からB国に出張し、現地の責任者であった元上司は、当該出張期間中の厚生年金保険の被保険者記録は継続していることから、同社から海外出張させる場合には、厚生年金保険の被保険者資格を継続し、給与から厚生年金保険料を控除する取扱いであったことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社の継承事業所の事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和45年7月21日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から47年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成5年3月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月31日から同年3月21日まで

私は、平成4年10月21日から5年3月20日までA社に勤務していたが、同年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に平成5年3月20日まで勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成5年9月7日に同年1月31日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった処理が行われており、同日付けで、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理が同年9月7日に行われていることが確認できる。

さらに、同僚6名についても、申立人と同様の処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的理由は見当たらず、申立人が平成5年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日を、雇用保険における離職日の翌日である同年3月21日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該喪失処理前の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和22年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年6月1日から同年9月1日まで

夫は、入社から退社まで、A社に継続して勤務していた。夫はC市出身であり、同社B本社の命を受け同社C支店の設立に尽力した。このため昭和21年4月からC市に行き、26年3月まで同社C支店に継続して勤務していた。その期間中、厚生年金保険の記録に3か月間の欠落期間があるのはおかしいので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D社の回答、A社の「社報」並びに申立人の妻及び義兄の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和22年6月1日に同社B本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支店は昭和22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B本社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和22年5月の社会保険事務所（当時）の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和36年8月31日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月1日から同年8月1日まで
② 昭和36年8月31日から同年10月1日まで

私は、昭和36年6月1日にA社に入社し、同年9月30日に退職するまで継続して勤務していたが、同年6月1日から同年8月1日までの期間及び同年8月31日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を所持しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持する昭和36年6月から同年9月までの各月の給与明細書に事業所名及び事業主名が記載されていないものの、支給年月の記載及び同年8月の給与明細書に記載された給与支給額が、A社に係る事業所別被保険者名簿の標準報酬月額と一致していることを踏まえると、当該給与明細書は、同社が発行したものであると解するのが相当であることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 36 年 9 月の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人が所持する上記の給与明細書から、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の給与明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人と同時期に A 社に入社した同僚から、「入社後 2、3 か月の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入していなかったと思う。私の厚生年金保険の加入期間も、入社してから約 2 か月後から記録されている。」との供述を得ている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和24年3月4日に船員保険被保険者資格を取得し、同年7月15日に同資格を喪失した旨の届出を、B社の事業主は、申立人が27年5月16日に船員保険被保険者資格を取得し、29年2月5日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年3月から同年6月までは4,500円、27年5月から29年1月までは6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年3月4日から同年7月15日まで
② 昭和27年5月16日から29年2月5日まで

私は、昭和24年3月4日から同年7月15日までC丸に乗っていた。同船は、D国から来た商品をE地区からF地区へ運んでいた。また、27年5月16日から29年2月5日までG丸に乗り、一航海2、3か月で乗船していたが、申立期間の船員保険の被保険者記録が無いので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は申立期間①及び②において、船員保険被保険者となっていないが、申立人の所持する船員手帳には、昭和24年3月4日から同年7月19日までの船員記録及び27年5月16日から29年2月13日までの船員記録が確認できる。

また、申立人と同姓で名前が一字異なり、生年月日の日が相違している者の船員保険被保険者台帳に、A社における資格取得日が昭和24年3月4日、資格喪失日が同年7月15日及びB社における資格取得日が27年5月16日、資格喪失日が29年2月5日と記載されている基礎年金番号に未

統合の船員保険被保険者記録が確認できる。

さらに、当該被保険者台帳には、上記の2つの被保険者記録のほかに2つの被保険者記録が記載されているが、オンライン記録によると、当該2つの被保険者記録は申立人の被保険者記録とされていることから、当該被保険者台帳は、申立人の被保険者台帳であり、上記の2つの被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和24年3月4日に船員保険被保険者資格を取得し、同年7月15日に同資格を喪失した旨の届出を、B社の事業主は、申立人が27年5月16日に船員保険被保険者資格を取得し、29年2月5日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、申立期間①は4,500円、申立期間②は6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年2月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月30日から同年2月1日まで
② 昭和40年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和37年4月1日にB社(39年10月1日からC社。現在は、D社)へ入社し、40年1月31日まで同社に勤務していたにもかかわらず、同年1月30日から2月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の給与明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるので、記録を訂正してほしい。

また、C社を辞めた後、すぐにA社に入社し、1か月勤務していたにもかかわらず、その記録が無い。当時の給与明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出されたA社の採用に係る書面及び申立人から提出された昭和40年2月分の給与明細書から、申立人が継続して同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例法に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又

は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額は、申立人から提出された給与明細書の報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主の所在も不明であり確認はできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人から提出されたC社の退職に関する書類に記載されている日付は昭和40年1月30日となっており、同日付けの退職が確認できる。

また、申立人から提出されたB社及びC社の給与明細書の記載内容から、B社における厚生年金保険料は当月控除方式であったものの、合併後のC社においては、翌月控除方式に変更になったことがうかがえる上、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除月数は、オンライン記録の加入月数と一致することから、申立人が所持している昭和40年1月分給与明細書の厚生年金保険料は39年12月の厚生年金保険料であり、申立期間①に係る厚生年金保険料であったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成11年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間の給与明細書を見たら、平成11年9月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の厚生年金保険の被保険者期間が同年11月1日から13年9月1日までとなっていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者資格記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成11年7月10日付けで、休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年11月1日付けで再度、適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないが、当該事業所が保管する同年10月9日に作成された給与振込データには7名の従業員が確認できることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でなかったため、

申立てどおりの届出は行っておらず保険料の納付もしていないと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年12月1日から18年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、17年12月を16万円、18年1月から同年5月までを18万円、同年6月を17万円、同年7月及び同年8月を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月1日から18年9月1日まで
ねんきん定期便で私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、平成17年11月から18年8月までの標準報酬月額が15万円となっているが、私が所持している給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は標準報酬月額18万円に見合う保険料額となっている。調査して、給与明細書に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

平成17年12月及び18年6月の標準報酬月額について、申立人が所持する給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づ

く標準報酬月額（17年12月は16万円、18年6月は17万円）より高い標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成18年1月から同年3月までの標準報酬月額について、申立人が所持する給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額の支払を受け、その報酬月額に基づく標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、平成18年4月、同年5月、同年7月及び同年8月の標準報酬月額について、申立人が所持する給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（平成18年4月及び同年7月は19万円、同年5月は28万円、同年8月は20万円、）より低い標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、上記の期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成17年12月は16万円、18年1月から同年5月までは18万円、同年6月は17万円、同年7月及び同年8月は18万円とすることが妥当である。

一方、平成17年11月については、申立人が所持する給与明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（28万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（15万円）はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、平成17年12月から18年8月までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の給与担当者によるデータ入力ミスによるものである。」と認めていることから、事業主が15万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

私が20歳になった平成元年*月に、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、3年3月に大学を卒業するまで、私の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年*月に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人が、自身の国民年金の加入手続き等を行ったとするその母親は、申立人の国民年金の加入手続きは行っていないと述べているとともに、保険料の納付時期及び納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続き時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時は、大学生であったとしていることから、申立期間は、国民年金の任意加入期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年6月の時点では、元年*月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得することができず、申立期間は国民年金の未加入期間であり国民年金保険料を納付することができなかつた期間であると考えられる。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人の母親が申立期

間の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかつた上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4964

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月まで

私の父親は、私が 20 歳になった昭和 59 年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当時、私は学生であったことから、私の母親が家族の保険料と一緒に自治会の集金人に納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年*月頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人とその母親は、申立人の年金手帳について、交付された記憶が無いと述べている上、オンライン記録も申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立人の妹の国民年金の加入手続についても、申立人の父親が行い、妹が 20 歳になったときから申立人と同様にその母親が申立人の妹の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妹の国民年金手帳記号番号は、23 歳のときに職権で払い出されていることが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月及び8年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月
② 平成8年4月から9年3月まで

私が20歳になった平成7年頃、当時、大学生であった私のために、父親が、町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。

父親は他界したため、国民年金保険料については、どのように納付していたかは分からないが、母親は、父親が全て納付していたと言っている。現に平成7年4月から8年3月までの保険料は納付済みであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20歳になった頃、その父親が国民年金の加入手続きを行ってくれたとしているが、平成7年頃には申立人の国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立人の年金番号は、基礎年金番号が導入された後の9年3月に基礎年金番号として付与されており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付している証左として平成7年4月から8年3月までの保険料が納付されている事実を挙げている。しかし、オンライン記録において、当該納付済期間の保険料のうち、7年4月及び同年5月の保険料については9年5月に、7年6月から8年3月まで

の保険料については9年6月にそれぞれ納付されていることが確認できることから、このことをもって、申立期間の保険料が納付されていたと推認することはできないことに加え、これらの保険料の納付時期は、同年1月の基礎年金番号導入の時期以降で、基礎年金番号に基づき保険料の収納事務の電算化が図られていた時期であり、記録管理の信頼性は高かったものと考えられ、当該オンライン記録の管理に不備があったとは考え難い。

加えて、申立期間の前後を通じて同一町内に居住している申立人に対して平成8年12月以前に基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人の母親からも、オンライン記録に疑いを抱かせるだけの具体的な証言は得られなかったことに加え、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 10 月まで

私は、昭和 61 年 4 月に転居したことを契機に、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の妻が、私たち夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関で定期的に納付していたことや、夫婦二人分で 20 数万円の保険料を一括して納付した時期があったことを記憶している。一緒に保険料を納付した妻の申立期間の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分で 20 数万円の国民年金保険料をまとめて納付した時期もあったことを記憶していると主張しているが、その金額は、夫婦が同一日に納付を開始したことが確認できる平成 6 年度の前納分の保険料額とおおむね一致していることから、その主張は、同年度の夫婦二人分の保険料を同年 4 月に納付したことを記憶していることによるものと考えられる。

また、申立人は、昭和 61 年 4 月に転居したことを契機に、市役所で国民年金の加入手続を行い、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に一緒に納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間に係るその妻の保険料は全て現年度納付されていることが確認できるものの、申立人の居住する市が保管する国民年金保険料検認記録簿には、申立期間に係る申立人の現年度保険料の収納記録は確認できないことから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、6 年以上

の長期間にわたり、同一の行政機関が続けて事務処理を誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年9月まで

私は、平成2年4月に転職し、パートタイマーとして勤務していた。

その際に、母親が、市役所か同出張所で、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

その後、送られてきた納付書で、私か母親が、金融機関の窓口で、毎月、国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月頃、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行ったと思うとしているが、その母親からは、申立人の国民年金の加入手続きに関する証言を得ることはできず、申立人は、その母親から、申立期間に係る年金手帳を受け取った記憶も無いとしており、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているものの、その納付したとする時期、場所及び金額についての記憶が曖昧であり、当該期間の保険料を納付した可能性があるとしているその母親からも保険料の納付に関する証言を得ることはできないため、当該期間当時の保険料の納付状況も不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年5月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡も確認できないため、申立期間当時は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの期間及び14年12月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から12年3月まで
② 平成14年12月から15年3月まで

私の母親は、私が20歳になったとき、市役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私の母親が、同出張所又は社会保険事務所(当時)で毎月納付していたはずである。申立期間②については、私が平成14年12月に会社を退職した際、同社より国民年金への加入を勧める文書もらったことから、私は、すぐに市役所の出張所で切替手続を行い、同出張所又は社会保険事務所ですべて毎月1万円前後を納付していた。保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から聴取しても、保険料の納付場所や納付金額についての記憶は定かではなく、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②について、申立人は、平成14年12月に会社を退職してすぐに市役所の出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人に対して社会保険事務所から15年2月に国民年金の被保険者資格について取得勧奨が行われた後、16年8月には未加入期間について適用勧奨が行われていることが確認できることから、当時、申立人は、当該切替手続を行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、納付記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から49年7月までの期間、同年8月から同年12月までの期間及び50年1月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年11月から49年7月まで
② 昭和49年8月から同年12月まで
③ 昭和50年1月から52年12月まで

私は、20歳になった昭和46年*月頃に、母親から国民年金は義務だから加入するようにと勧められたので、区役所で国民年金の加入手続きを行った。

申立期間①の国民年金保険料については、納付書が届いたので、私が、毎月、郵便局で納付していた。

その後、昭和49年8月に会社に勤務して、厚生年金保険に加入したので、国民年金の被保険者資格喪失の手続きを行ったと思う。

昭和50年1月に会社を退職したので、厚生年金保険から国民年金への切替手続きのため、区役所に行った際、窓口の担当者から、厚生年金保険加入期間の国民年金保険料を遡って納付することができると言われたので、申立期間②の保険料を分割して納付した。

申立期間③の国民年金保険料についても、毎月、郵便局で納付していた。

申立期間①及び③の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月頃に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、また、50年1月に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年5月に、申立人の元夫と連番で払い出されており、申立人が申立期間①、②及び③当時居住していたとす

る区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、申立人の手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年3月頃であると推認できることから、それまで、申立期間①、②及び③は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、申立人は、毎月、郵便局で申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該期間に申立人が居住していた区において、保険料が毎月収納されるようになったのは、昭和61年4月からであることが確認できる上、申立人は、当該期間の保険料の納付金額についての記憶が無いことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を遡って分割して納付したと主張しているところ、申立期間③直後の昭和53年1月から54年3月までの保険料が5回に分けて過年度納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できることから、申立人が遡って分割して納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4970

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 60 年 3 月まで

昭和 60 年 3 月頃に、私の夫が、区役所で自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行うと同時に、併せて私の国民年金の加入手続を行った。その際に、夫は、窓口の担当職員から、今から国民年金保険料を納付しても、私が 60 歳になったときに受給資格期間が足りないことを聞いたことから、申立期間の保険料を、同区役所で遡ってまとめて納付した。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 60 年 3 月頃に、その夫が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、当時、保険料を納付した期間及び納付金額についての記憶が必ずしも定かではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月 25 日に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、同年同月と推認される上、申立人の所持する年金手帳では、60 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人は、加入手続を行った時点において申立期間の大半は任意の未加入期間であることから、保険料を遡ってまとめて納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、区役所で遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人が納付したとする区役所においては過年度の保険料を納付することは制度上できないことから、申立内容と

一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4971

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年6月まで

私は22歳のときに、市役所から電話か何かで「強制加入になったので、国民年金に入るように。」と言われたため、市民センターで国民年金の加入手続を行った。その際に、同センターの職員から、20歳からの国民年金保険料の未納分を遡って納付しておいた方がいいと勧められたので、申立期間の保険料を分割して1か月分ずつ、加入手続後の保険料の1か月分に併せて、毎月納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22歳のときに国民年金の加入手続を行ったと述べているが、その時期について、昭和61年か62年のどちらか分からないと述べるなど、申立期間当時の国民年金の加入状況に係る記憶が曖昧であることに加え、国民年金保険料の納付については、加入手続後から毎月納付していたとしているが、実際には、61年7月から63年3月までの保険料が過年度納付されており、申立内容と齟齬がみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和63年4月から同年6月までの間であると推認され、申立内容と符合しない上、その時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができず、申立人は、申立期間から手帳記号番号が払い出された時期を通じ、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、国民年金に加入した年である昭和63年

8月に過年度の国民年金保険料の納付書が発行されているが、その納付書により、同年同月において納付義務が消滅しておらず、納付可能な期間であり、実際に納付済みとされている 61 年 7 月以降の保険料を、申立人が過年度納付したものと考えられることから、それより前の期間の保険料は納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4972

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年3月まで

私は、会社を退職した平成3年4月頃に、母親に強く勧められたので、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、預金を下ろして、毎月、区役所の窓口で現金で納付し、年金手帳に印を押してもらっていた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録でも、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、毎月、区役所の窓口で現金で納付し、年金手帳に押印してもらったと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた区の窓口では、保険料を収納することができなかったことが確認できることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年12月までの期間及び3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から同年12月まで
② 平成3年2月

私の国民年金保険料については、平成6年8月に転居した市から送付されてきていた同年4月から同年6月までの納入通知書と社会保険事務所（当時）から送付されてきた同年1月から同年3月までの納付書を使用し、同年9月5日に夫が手持ちのお金から金融機関等で納付してくれた。

同じ日の昼休みの頃、夫と一緒に市役所へ行き、窓口で納付を済ませてきた前記の期間の領収書と厚生年金保険に加入していたときの年金手帳と国民年金の年金手帳を提出し、遡ることが可能な国民年金保険料を納付したい旨を伝えた。

応対に出た中年の女性職員に、「ここで過去の国民年金保険料を遡って納付することができるので、納付されますか。」と言われたので、納付することとした。提示された金額については、はっきりとは憶えていないが、手元の現金に預金から下ろした13万円を加えた額から、市役所に来る前に納付してきた平成6年1月から同年6月までの保険料を差し引くと、10万円には満たなかったのではないかと思う。別の場所に移動して提示されたとおりの額を納付したが、領収書は渡されず、提出した年金手帳がホッチキスで留められたものを返還されただけであった。その女性職員に年金手帳に記載された国民年金の記録の部分の指して「このように記録しておきました。コンピュータでもきちんと記録されています。」と言われた。若干の疑問を感じたが、当時は、公的機関の担当者と事務手続は信頼できるものと思っていたので、そのとき、未納であった全ての期間の支払が完了したと認識した。申立期間①及び②の保険料を納付すると手元に用意していたお金に残金があったことを記憶している。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年9月に同年1月から同年6月までの国民年金保険料を金融機関等で納付した後、その夫と共にその当時居住していた市の市役所に行き、申立期間①及び②の保険料を同市役所で遡って納付したと主張しており、その証拠として、年金手帳に市役所の職員が保険料を納付した期間として記入した国民年金の被保険者期間の記載及び申立人に同行し市役所に行ったとする申立人の夫の証言があるとしている。

確かに、申立人の国民年金加入手続は、平成6年8月に転入した市において、同年同月に行われており、その後、同市及び同市を管轄する社会保険事務所が発行した納付書に押された領収印により、同年9月5日に同年1月から同年6月までの保険料を納付していることが確認できるとともに、口頭意見陳述における申立人の夫の証言から、申立人及びその夫が、市役所に行ったことはうかがわれる。

しかし、制度上、その時点では、市役所で納付することができる国民年金保険料は、平成6年4月から7年3月までの現年度保険料であり、6年3月以前の保険料については、過年度保険料として国庫金となるため市役所で取り扱うことができず、国庫金は、社会保険事務所又は郵便局や銀行等でしか納付することができなかつたことに加え、国庫金としても時効により申立期間①及び②の保険料を納付すること自体ができないなど、制度上納付が困難な状況の下で、申立人が主張するように市役所で申立期間①及び②の保険料を遡って納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人及びその夫は、口頭意見陳述への出席に当たって、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする市役所に赴き、職員から「年金手帳をホッチキスで留めたり、保険料を納付したことを年金手帳に記載するような作業を行った場合、その作業を紙台帳に記載するはずである。その紙台帳は、日本年金機構本部で保管している。」旨を告げられたとしている。しかし、当委員会の調査では、申立人が当時居住していた市は、昭和54年4月から保険料の収納事務の電算化を行ったことから、申立人が申立期間①及び②の保険料を遡って納付したとする平成6年9月の時点では、新たに紙台帳を作成していないことが認められる。

さらに、年金手帳に記載されている国民年金被保険者としての期間は平成元年3月31日からとされているが、この日付は、被用者年金制度に加入していない期間であり、かつ国民年金に加入すべき強制被保険者である期間を示すものであることから、当該記載は国民年金保険料が納付された期間を表すものではない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料の納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 2 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 13 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 2 月から同年 3 月まで
② 平成 11 年 7 月から 13 年 8 月まで

私が 20 歳になったときに社会保険事務所（当時）から連絡があり、母親が私の国民年金の加入手続を行った。私が就職するまでは、母親が国民年金保険料を納付してくれた。私は、母親が私の保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった平成 11 年*月に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が就職するまでの国民年金保険料を納付してくれたと述べているが、その母親は、送られてきた納付書で納付したと述べているものの、納付した期間、保険料額等についての記憶が曖昧であり、当時の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、未納となっていた保険料をまとめて一度納付したと述べているが、オンライン記録によると、納付済みとなっている申立人の平成 11 年 4 月から同年 6 月までの保険料は、それぞれ 13 年 5 月、同年 6 月及び同年 8 月に過年度納付されていることから、その母親の主張と相違している。

さらに、申立期間①及び②は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月

私は、昭和 57 年 10 月に国民年金の加入手続を行い、同年同月の国民年金保険料を納付し、結婚後の同年 12 月に区役所で別途国民年金の任意加入手続と氏名変更手続を行った。同年同月から、任意加入手続後の国民年金の定額保険料と付加保険料を併せて納付し始めた。その際、申立期間の定額保険料と付加保険料も遡って納付しようと思ったが、付加保険料は遡って納付することができないと言われたため、同保険料は納付せず、定額保険料のみ遡って納付した。

申立期間が未加入とされ、定額保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入手続後に申立期間の定額保険料と付加保険料を遡って納付しようと思ったが、付加保険料は遡って納付することができないと言われたため、同保険料は納付せず、定額保険料のみ遡って納付したと述べているが、申立人が任意加入手続を行ったとする昭和 57 年 12 月時点においては、定額保険料を納付することができるのは強制加入期間である同年 10 月のみであり、申立期間については、申立人は被用者年金制度の被保険者の妻であることから、国民年金に加入する場合、任意加入することとなり、付加保険料と同様に遡って納付することはできない期間である。

また、納付済みとなっている申立期間直前の昭和 57 年 10 月の国民年金保険料について、申立人は、同年同月に納付したと述べている。しかし、そのためには同年 12 月に行った加入手続により払い出され、現在申立人に付与されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要

があるが、その形跡は見当たらないことから、同年同月以降に同年 10 月の保険料を納付したと考えられ、申立人の主張には齟齬がみられる上、申立人が述べるように同年 10 月に加入手続きを行い、保険料を納付していたとした場合、申立人は同年 11 月に婚姻の届出を行っているため、同年同月は被保険者資格の種別を強制加入から任意加入に変更すれば足り、少なくとも申立期間は国民年金被保険者期間となると考えられるが、未加入期間となっているため、申立内容には不自然さがうかがえる。

さらに、オンライン記録と同様に、申立人が所持する年金手帳にも申立期間の加入履歴は記載されていないことから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4976

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、昭和49年3月に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行ったと聞いている。申立期間の国民年金保険料については、母親が家族の保険料と一緒に集金人に納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3号被保険者となった昭和61年4月以降に払い出されたものであることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人が所持している年金手帳には当該時期に国民年金の加入手続を行った記載は認められない上、申立人は、申立期間の前後から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、その母親が、家族の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、当時、同居していた申立人の兄夫婦の申立期間に係る保険料は納付済みとなっているものの、申立

人によると、その兄夫婦は、「私たちの保険料は、母親とは別に納付していたと思う。」としていることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4977

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 12 月頃に転居した際、転入手続を行うために夫と共に市役所の分室へ行ったところ、職員から、「二人とも国民年金に加入しなければならない。」と案内され、併せて国民年金の加入手続を行った。その際、「国民年金保険料の納付月数が足りないので、遡って保険料を納付してください。」と言われ、夫婦それぞれ、遡った期間の納付書を 6 枚ずつもらったのを憶えている。保険料については、私が夫婦二人分を 2 か月に一度、市役所の分室で納付書に現金を添えて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 12 月頃、市役所の分室で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳の様式は、49 年 11 月以降に発行されたものである上、年金手帳の住所欄には、48 年 7 月に住居表示が変更された後の住所が記載されており、申立人は別の国民年金手帳を交付された記憶も無いことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 3 月に払い出されていることが確認できることから、納付済みとなっている申立期間直後の昭和 48 年度の国民年金保険料は、過年度納付により納付したものと推認でき、当該払出時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができなかった期間であり、申立期間について別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 12 月頃に転居した際、転入手続を行うために妻と共に市役所の分室へ行ったところ、職員から、「二人とも国民年金に加入しなければならない。」と案内され、併せて国民年金の加入手続を行った。その際、「国民年金保険料の納付月数が足りないので、遡って保険料を納付してください。」と言われ、夫婦それぞれ、遡った期間の納付書を 6 枚ずつもらったのを憶えている。保険料については、妻が夫婦二人分を 2 か月に一度、市役所の分室で納付書に現金を添えて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 12 月頃、市役所の分室で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳の様式は、49 年 11 月以降に発行されたものである上、年金手帳の住所欄には、48 年 7 月に住居表示が変更された後の住所が記載されており、申立人は別の国民年金手帳を交付された記憶も無いことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳では、納付済みとなっている申立期間直後の昭和 45 年度から 47 年度までの国民年金保険料は第 2 回特例納付により納付し、48 年度の保険料は過年度納付により納付したことが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 3 月に払い出されていることが確認できることから、当該払出時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができなかった期間であり、申立期間について別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から48年8月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から48年8月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間①について、私は、昭和44年6月まで金融機関に勤めており、退職後の同年7月に離職票を持参し、区役所の支所で国民年金の加入手続を行うと同時に国民年金手帳を受け取った。その後、私の母親が、私と母親の二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付していた。

申立期間②について、私は、当該期間も申立期間①同様、会社退職後すぐに離職票を持参し、区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、その後、私の母親が、私と母親の二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、会社退職後の昭和44年7月に国民年金の加入手続を行ったと述べており、申立期間②についても、49年1月の会社退職後すぐに同手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、51年5月と推認され、申立内容と一致しない上、その時点で、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、

その形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続後、その母親が、申立人の国民年金保険料を毎月集金人に納付していたと述べているが、オンライン記録によると、申立人の保険料は、上述のとおり推認された昭和51年5月の加入手続時点で、納付可能な期間である49年4月まで遡って納付されていることから、申立内容に相違がみられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日が、昭和44年7月1日となっていることから、同日に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、その日付は、加入手続日に関係なく、強制加入期間の初日まで遡って記入されることから、加入手続日及び国民年金保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 53 年 3 月まで

私は、平成 18 年に、共済組合で、退職共済年金を受給するための手続を行った際、昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月までの共済加入期間に国民年金にも重複して加入している旨の指摘を受けた。私の年金手帳にも、47 年 3 月 16 日に国民年金に加入したことが記載されており、母親が、この時期に私の加入手続を行ってくれたことは間違いないと思う。私は、母親が加入手続を行いながら、申立期間の国民年金保険料を納付してくれなかったとは考えられず、同期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び同期間の保険料を納付したとするその母親も既に他界しており、同期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、自身の所持する年金手帳の国民年金の初めて被保険者となった日に、昭和 47 年 3 月 16 日と記載されていることから、その母親が、同日に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金第 3 号被保険者の被保険者資格取得に係る入力処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成 3 年 1 月から同年 3 月までの期間と推認され、申立内容と合致せず、同年金手帳の日付は、加入手続日、時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡及することから、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない上、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に、別の手帳記号番

号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認される平成3年1月から同年3月までの時点においては、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 8 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に会社を退職した後に、区役所で国民健康保険の加入手続を行ったはずである。国民健康保険に加入すれば、国民年金にも当然加入しないといけないので、国民年金の加入手続も行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、はっきり憶^{おぼ}えていないが、私又は妻が、銀行で納付していたと思う。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 6 月に払い出されていることが確認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人又はその妻が、申立期間の国民年金保険料を銀行で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 61 年 4 月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である上、申立人及びその妻は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4982

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から46年10月まで

私は、夫から昭和46年10月に、国民年金保険料を区役所で遡ってまとめて納付したと聞いている。遡って納付した金額については憶えていないが、遡って納付した後、確認のため、区役所で漏れが無いか調べてもらったところ、「満額支払われている。」という回答だった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和46年10月に申立期間の国民年金保険料を、遡って一括納付したと述べている。しかし、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその夫は、既に他界していることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和46年11月に国民年金に任意加入しているが、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったため、申立人は国民年金への加入は任意であり、制度上、加入手続日より前に遡って国民年金に加入することも、国民年金保険料を納付することもできないことから、同年10月頃に112か月に及ぶ保険料を遡って一括納付したとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人に対して、申立人が独身であった昭和36年頃、その母親と連番で別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、同年4月から同年9月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できる。このこともあり、現在のオンライン記録では、申立期間については、強制加入期間とされており、申立人の夫が申立期間の保険料を一括納付したとする46年10月頃は、第1回特例納付の実施期間中であることから、申立期間の保険料を納付

することが可能であるかのように見受けられる。しかし、36年頃に加入手続を行った際に払い出された別の手帳記号番号について記録された特殊台帳には、申立人が結婚した後においても、氏名の変更だけではなく、住所の変更についても行われておらず、強制加入被保険者としての資格のまま同年10月から55年3月までの保険料が未納とされていることに加え、オンライン記録では、申立人に関するこの手帳記号番号の記録が現在の手帳記号番号の記録に統合されたのは、平成21年2月になってからであり、この統合処理が行われた結果、昭和36年4月から同年9月までの期間は、申立人が厚生年金保険に加入していた期間であったことが判明し、当該期間の国民年金保険料については、申立人に還付されていることが確認できることから、平成21年の記録統合までは、申立人について昭和46年11月の加入手続の際に払い出された手帳記号番号とは別の手帳記号番号が存在していたことは、申立人のみならず、任意加入の手続を行った区でも把握していなかったと考えられることから、特例納付等により、申立期間の保険料の納付があったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から63年3月まで

私は、昭和61年11月に会社を退職した際に、開店したばかりの金融機関の職員に勧められたので、区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金に加入後は、すぐに国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年11月に会社を退職した際に、開店したばかりの金融機関の職員に勧められたので、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同金融機関の開設は、63年11月であることが確認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、国民年金の被保険者資格取得時期が昭和61年11月であることから、その時期に加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めたと思うと述べているが、この資格取得時期は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及することから、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和63年3月頃に行われたと推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、遡って納付することとなるが、申立人は保険料を遡って納付したことは無いと述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月及び50年10月から51年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月
② 昭和50年10月から51年5月まで

私は、勤務先を退職したため、昭和48年4月に、A市役所で共済組合から国民年金への切替手続及び国民健康保険の加入手続を行い、その際、申立期間①の国民年金保険料を納付した。

また、昭和50年10月に勤務先を退職した際にも、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民健康保険の加入手続を行い、その際、最初の分の国民年金保険料を納付し、その後は、2、3か月ごとに、銀行で納付書により保険料を納付した。

申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に共済組合から国民年金へ、また、50年10月に厚生年金保険から国民年金へ、それぞれの切替手続をA市役所で行ったと主張しているところ、申立人には、38年11月頃に、B市で国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号1」という。）が払い出されており、上記2回の国民年金への切替手続は、手帳記号番号1により行うこととなるが、申立人は、国民年金への切替手続の際に、手帳記号番号1が記載された国民年金手帳を持参したかどうか憶^{おぼ}えていないとしている上、申立人の手帳記号番号1の特殊台帳には、A市への住所変更記録やA市での国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録の記載が無く、申立人の主張する切替手続が行われた形跡が認められないことから、手帳記号番号1に基づき、申立人が主張する切替手続が行われたとは考え難い。

また、申立人には、昭和51年8月頃に二つ目の国民年金手帳記号番号（以

下「手帳記号番号2」という。)が払い出されているが、申立人は、申立期間①から手帳記号番号2の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立期間①及び②当時に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、手帳記号番号2が払い出される前に、さらに別の手帳記号番号が払い出され、当該手帳記号番号に基づき、申立人が主張する切替手続が行われたとも考え難い。

さらに、申立人の手帳記号番号1の特殊台帳では、申立人は、昭和45年3月に国民年金の被保険者資格を喪失していること、及び申立人の手帳記号番号2の特殊台帳では、申立人は、51年6月に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、昭和58年10月に会社を辞めた後すぐに、国民健康保険の加入手続と一緒に、私か私の妻が私の国民年金の加入手続を行い、妻が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと思う。

私は、妻が私の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未加入及び未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、申立人自身かその妻のどちらが行ったのか分からないと述べており、その妻も、当該手続を行ったのは妻自身だと思うが、はっきりしないとし、当該手続時期も具体的に憶えていないと述べているなど、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、昭和58年10月に会社を辞めた後すぐに、国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続時期は61年5月頃と推認され、申立内容と一致しない上、その時点においては、申立期間の一部は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和61年5月時点においては、申立期間の国民年金保険料を納付するには、遡って納付するしかないが、申立人の保険料を納付したとするその妻は、同期間当時、保険料を遡って納付したことは無かったと述べていることから、同期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、

その形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4986

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月及び同年12月

私は、昭和36年11月に会社を退職した後、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。その際、国民年金手帳の交付を受けたかは定かではない。申立期間の国民年金保険料については、市から発行された納付書を使って郵便局で納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年11月に会社を退職した後、当時居住していたA市の市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号が付与された被保険者が、40年10月に国民年金に任意加入していることから、申立人は同年同月以降にB区で国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人が申立期間当時居住したA市において、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、申立人も現在所持する手帳以外に別の手帳があったかについては定かではないと述べていることに加え、申立人が現在所持する国民年金手帳の記号は、申立人が昭和40年6月以降に居住したB区を管轄する社会保険事務所（当時）が使用する記号であり、A市において発行されたものではない。

さらに、申立人は申立期間当時の国民年金保険料については、A市から送付された納付書を使用して納付したとしているが、国民年金制度が発足した当時における申立期間の保険料の納付方法は、原則として国民年金手帳に貼

り付けた国民年金印紙に検認印を押す「印紙検認」により行われており、A市において、申立期間当時、印紙検認以外の方法で保険料を徴収していたことを示す資料も見当たらないことから、同市から納付書が郵送されたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から53年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から53年11月まで

私は、昭和52年5月頃、国民年金に加入していなかったが、近所の人から、付加年金に加入すると年金受給額が増えるという聞き、郵便局又は区役所の出張所で付加年金の加入方法を尋ねたところ、私は夫の扶養家族になっているので、夫の国民年金手帳記号番号により付加年金に加入することができると言われ、その場で付加年金の加入手続を行った。後日、納付書が送られてきたので、400円の付加保険料を郵便局で納付していた。その後、付加保険料額は値上がりしていたが、口座振替で納付していた。

申立期間が未加入で付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月頃、その夫の国民年金手帳記号番号により、郵便局又は区役所の出張所で付加年金の加入手続を行ったと主張しているが、その夫の国民年金手帳記号番号により、申立人が付加年金に加入することはできないことから、申立人の主張は、当時の制度と一致しない。

また、申立人は、納付していたとする付加保険料について、何回か値上がりしたと主張しているが、付加保険料月額は、昭和49年1月から改正されていない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で付加保険料を納付することができない期間であり、申立期間について別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4988

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 41 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 37 年頃、父親から国民年金の加入を勧められ、父親が町役場で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、父親が町役場の窓口で両親の分と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 37 年頃、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から、昭和 40 年 9 月から 41 年 4 月までの間と推認できることから、申立人が主張する加入手続の時期との齟齬がみられる上、申立人に遡って保険料を納付した形跡も無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告所写等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川国民年金 事案 5007

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 56 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 40 年頃に、市役所で国民健康保険の加入手続きを行い、その際、国民年金の加入を勧められたので、国民年金の加入手続きも行った。

国民年金保険料については、国民健康保険料と一緒に、毎月、集金人又は市役所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 40 年頃に、市役所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51 年 10 月に払い出されていることが確認できることから、加入手続き時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、40 年 3 月から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した当初の国民年金保険料の納付金額についての記憶はあるものの、それ以降の保険料の納付金額についての記憶が無いことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は 16 年以上の長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることも考えにくい上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 2 月まで

私は、母親から、私の 20 歳の誕生日前に、母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、母親が経営していた店へ来ていた銀行の担当者を通じて申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の 20 歳の誕生日前に、その母親が、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成 2 年 10 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 11 月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成元年 9 月とされていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、保険料の納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5009

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月から14年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月から14年2月まで

私は、平成13年3月頃、自宅に国民年金の加入案内が届いたことから、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書によりコンビニエンスストアで納付したか、あるいは金融機関で口座振替により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書によりコンビニエンスストアで納付したか、あるいは金融機関で口座振替により納付していたと主張しているが、コンビニエンスストアでは、平成16年2月以降に発行された納付書により保険料の収納が可能になったことから、当時納付は不可能であったこと、及び申立人が口座振替により納付していたという預金口座の入出金明細書には申立期間の保険料が引き落とされた記載が無いことから、申立内容と一致しない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていた状況下において、金融機関や行政機関において事務処理に不手際があったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5010

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月

私は、昭和 62 年 8 月に会社を退職したが、翌月の同年 9 月に新しい会社に就職したので、その間に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行わなかった。

新しい会社に就職後、しばらくして、市役所から、私及び妻の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、私が、昼休みに市役所へ行き、申立期間の夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。

妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 9 月に新しい会社に就職後、しばらくして、申立期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたと主張しているが、申立人は、同年 8 月に会社を退職した際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行わなかったとしており、切替手続きを行っていないにもかかわらず、申立期間の保険料の納付書が送付されたとは考えにくい。

また、申立人は、昭和 61 年 10 月に、国民年金の被保険者資格を喪失した後に、再び国民年金の被保険者資格を取得したのは、平成 15 年 1 月であることが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 3 月に結婚した後、当時、元夫が勤務していた会社から私の年金手帳を持ってくるように言われたが、年金手帳を持っていないことを伝えたところ、その会社から年金手帳を渡された。62 年 3 月に転居後、元夫と私は、区役所で転入手続を行った際、窓口の職員から、「今、2 年分の国民年金保険料を納付すると、昭和 59 年から国民年金に加入できます。」と言われ、後日、元夫と一緒に同区役所へ行き、元夫が会計課窓口で私の 2 年分の保険料を納付した。保険料を納付後、区役所の職員が私の年金手帳の被保険者となった日を昭和 61 年から 59 年に訂正したと思う。申立期間が未納及び未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月頃に、その元夫と一緒に区役所へ行き、元夫が申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人は元夫が保険料を納付した際に立ち会っていないため、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその元夫からも証言を得ることができないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳交付簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 12 月に払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、平成 7 年 11 月に記録訂正されるまでの申立期間は全て未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その元夫が申立期間の国民年金保険料を区役所で遡って納付した後、同区役所の職員が申立人の年金手帳に記載されている被保険者となった日を昭和 61 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 1 日に訂正したと主張しているが、同区役所で過年度保険料を遡って納付することはできない上、年金手帳の被保険者となった日が訂正された際に使用されている訂正印は、同区役所の印影ではなく、申立人が平成 7 年 5 月以降に居住していた地域を管轄する社会保険事務所（当時）の印影であることから、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5012

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から60年9月までの期間及び平成元年12月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月から60年9月まで
② 平成元年12月から2年3月まで

私は、母親から、時期は分からないが、母親が、区役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間①の国民年金保険料を現金で一括して納付したと聞いている。

また、私は、申立期間②当時は、外国で研修中であったので、母親が、申立期間②の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は分からないが、その母親が、区役所の出張所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親は、加入手続時期についての記憶が定かではないことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行った際に、申立期間①の国民年金保険料を現金で一括して納付したと主張しているところ、i)申立人の母親が納付したとする金額は、仮に、申立期間①の保険料を一括して納付したとして計算した場合の保険料額と大幅に相違していること、ii)申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和62年3月頃であると推認されること、iii)61年4月から62年3月までの保険料

は現年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、当該期間の保険料額は、申立人の母親が納付したとする金額とおおむね一致していることから、申立人の母親が、加入手続の際に、一括で納付したのは、当該期間の保険料であると考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、申立期間②当時は、外国で研修中であったので、その母親が、申立期間②の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人及びその母親は、申立期間②当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無く、申立期間②当初の平成元年 12 月の国民年金の被保険者資格取得の記録及び申立期間②直後の 2 年 4 月の国民年金の被保険者資格喪失の記録は、6 年 7 月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、それまで、申立期間②は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であったものと推認できる上、申立人自身は、申立期間②の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、申立期間②の保険料額についての記憶が定かではないことから、申立期間②の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5013

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 8 月に、区役所で婚姻届を提出した際に、区役所の担当者から勧められたので、国民年金の加入手続を行い、その際、2 年間遡って国民年金保険料を納付することができるという説明されたので、45 年 8 月から 47 年 7 月までの保険料を分割して納付できるように手続を行った。

後日、当該期間の国民年金保険料を、妻が、自宅に来た集金人に納付し、また、国民年金の加入手続を行った昭和 47 年 8 月から 52 年 3 月までの保険料についても、妻が、自宅に来た集金人に夫婦二人分を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 8 月に、区役所で婚姻届を提出した際に、区役所の担当者から勧められたので、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、53 年 4 月頃であると推認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年 5 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする昭和 47 年 8 月以降に、その妻が、申立期間のうち、45 年 8 月から 47 年 7 月までの国民年金保険料を分割して、集金人に遡って納付していたと主張しているが、同年 8 月の時

点では、当該期間のうち、45年8月から47年3月までの保険料は、過年度保険料となり、当時、申立人が居住していた区の集金人は、過年度保険料を収納することができなかったことが確認できることから、その妻が、当該期間の保険料を集金人に納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和47年8月から52年3月までの国民年金保険料については、その妻が、集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、前述のとおり、53年4月頃であると推認でき、それまで、申立人は、国民年金に加入していなかったものと考えられることから、その妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5014

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 59 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 53 年*月頃、私も母親も国民年金の加入手続きを行った記憶は無いが、年金手帳と国民年金保険料の納付書が送られてきたので、母親が納付書で私の保険料を納付してくれていた。

私は、国民年金保険料の納付書が送られてきたら、母親は必ず保険料を納付してくれていたはずなのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の被保険者資格について、職権適用により、同資格取得処理がなされた形跡は見当たらないことから、申立人に国民年金保険料の納付書が送付されるためには、国民年金の加入手続きを行わなければならないが、申立人及び申立期間の保険料を納付してくれていたとするその母親は、加入手続きを行った記憶は無いと述べており、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になった昭和 53 年*月頃、年金手帳と国民年金保険料の納付書が届いたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続き時期は 60 年 2 月又は同年 3 月と推認され、申立人が年金手帳と納付書が届き、保険料の納付を開始したとする時期と一致しない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続きを行ったと推認される時点においては、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、納付可能な一部の期間についても、遡って納付するしかないが、申立人の保険料を納付してくれていたとするその母親は、同期間当時、「保

保険料を遡って納付したか憶^{おぼ}えていない。」と述べていることから、同期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、自身の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が、昭和 53 年*月*日と記載されていることから、同日から国民年金保険料を納付していたはずだと述べているが、同手帳の日付は、加入手続日、時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡及することから、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない上、申立人は、これまで所持する年金手帳は同手帳のみであるとしているが、同手帳に申立人が申立期間当初居住していた住所地の記載が無いのも不自然である。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで

私は、第3号被保険者制度が開始される前の昭和60年12月頃、私の夫に勧められたことから国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料は納付書により金融機関で納付したことを憶えている。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年12月頃、その夫に勧められたことから国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、加入手続についての記憶が定かではなく、当時の国民年金の加入手続の状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金第3号被保険者の資格取得日として昭和61年4月1日の記載が確認できる上、オンライン記録も申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出日を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5016

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年3月まで
平成2年4月に、母親が、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、その後、母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月に、その母親が、A市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立期間当時、申立人の住所地は、A市ではなく、B区であったことが、その父親の戸籍の附票により確認でき、国民年金の加入手続きは、制度上、住所地のあったB区でなければ行えなかったことから、申立人の母親が、A市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行ったとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない上、オンライン記録でも、申立人が申立期間当時国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5017

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から9年3月まで

私は、親から国民年金の加入は義務であると言われたことを契機に、平成5年4月頃、国民年金に加入した。その際、国民年金保険料は遡って納付することもできると聞いたように思う。加入手続は、どこでどのように行ったか具体的なことは憶^{おぼ}えていない。保険料の納付についても、具体的な記憶は無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したと述べているが、申立人は、加入手続の場所や保険料の納付について具体的に記憶していないなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、平成9年4月に申立人が初めて厚生年金保険適用事業所に就職した後の同年5月に払い出されていることが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録で確認できるものの、申立人は5年4月頃に国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、9年1月に導入された基礎年金番号制度は、その時点で被保険者が公的年金に加入していた場合、当該加入していた制度の年金手帳記号番号が被保険者の基礎年金番号とされる仕組みであったため、申立人が主張どおり5年4月頃に国民年金に加入していたのであれば、その際に払い出された国民年金手帳記号番号が、9年1月の時点で申立人の基礎年金番号とされることとなるが、申立人が申立期間当時居住した区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらず、国民年金手帳記号番号が基礎年金番号とさ

れた事実は無いことから、申立人は同年4月に就職するまでは公的年金に加入していなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの期間、53年7月から同年11月までの期間、55年11月から58年3月までの期間、同年6月から61年3月までの期間及び同年5月から平成元年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年10月まで
② 昭和53年7月から同年11月まで
③ 昭和55年11月から58年3月まで
④ 昭和58年6月から61年3月まで
⑤ 昭和61年5月から平成元年1月まで

私は、国民年金制度の発足と同時に、区役所の職員から国民年金の加入を勧められたことから、国民年金に加入した。申立期間①の国民年金保険料については、区役所から来た集金人に納付し、申立期間②、③、④及び⑤の保険料については、区役所で納付書により納付した。平成4年春頃に、区役所の職員から、私の年金記録に未納期間があることから、年金受給権が得られないとの説明を受け、どの時期の保険料かは分からないが、未納期間の保険料を金融機関で下ろし、2回に分割して同金融機関で遡ってまとめて納付した。保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し、区役所から来た集金人に当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当時、申立人が居住していた地域では、37年4月から集金人制度が開始されたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人が所持している国民年金手帳及び特殊台帳によると、申立

人は、昭和 37 年 11 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間①は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

- 2 申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は、平成 4 年春頃、未納期間の保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、その時点において、未納期間であった当該期間の保険料は時効により納付することは不可能である。

また、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料を区役所で現年度納付していたと主張する一方で、平成 4 年春頃に、当時未納期間であった当該期間の保険料を遡ってまとめて納付したと主張しており、その主張は変遷している。

- 3 申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付の記憶が定かではなく、申立期間①、②、③、④及び⑤当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年3月までの期間及び49年10月から51年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から48年3月まで
② 昭和49年10月から51年5月まで

私の父親は、私が20歳になった昭和46年*月に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①については、当時、私は大学生であり、就職した48年3月まで父親が家族3人分の国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間②については、私が49年9月に会社を退職したことから、父親は、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、家族3人分の保険料を納付していた。申立期間①及び②が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、自身が20歳になった昭和46年*月及び会社を退職した49年9月に、その父親が区役所で申立人の国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、それぞれ国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は昭和46年*月に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、56年4月に払い出されていることが確認できる上、申立人が居住していた区の年度別納付状況リストによると、55年10月より前は国民年金に加入していないことから、申立期間①及び②は未加入期間であり、

国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人は申立期間①及び②から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その父親から年金手帳を受け取ったと主張しているが、申立人が現在所持する手帳は、その様式から昭和 49 年 11 月以降に発行された手帳であることが確認でき、申立人はほかに年金手帳を所持していないことから、申立人の父親が 46 年*月に国民年金の加入手続を行ったとする主張と一致しない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5020

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 53 年 3 月まで
20 歳になった昭和 51 年*月頃、私は親の勧めもあつて国民年金の加入
手続を区役所で行い、国民年金保険料を納付し始めた。
申立期間の国民年金保険料については、私が納付書により郵便局で納付
していたが、納付時期、金額、納付頻度等の具体的な記憶は無い。加入
手続時に交付されたと思われる年金手帳には資格取得日が書かれており、加
入した当初から未納であるのはおかしいので、申立期間の保険料が未納と
されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年*月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料
を納付し始めたと述べているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年
金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入者の資格取得日から、53
年 5 月頃と推認されることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、所持する年金手帳において、国民年金の「初めて被保険
者となった日」が「昭和 51 年*月*日」と記載されていることから、この
日に国民年金に加入しており、その直後から申立期間の国民年金保険料が未
納とされているのは納得できないとしている。しかし、国民年金の強制加入
被保険者の資格取得日は、原則として満 20 歳に到達した日（誕生日の前
日）とされていることから、年金手帳に当該日付が記載されていることをも
って、加入手続の時期及び保険料の納付の開始時期を特定するものではない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により郵
便局で納付したとしているが、納付時期、金額、納付頻度等の具体的記憶は
無いなど、記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無いことに加え、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5021 (事案 567 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 37 年 5 月までの期間及び 40 年 1 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 37 年 5 月まで
② 昭和 40 年 1 月から 49 年 3 月まで

前回は行った年金記録に係る確認申立てに対する委員会の判断では、昭和 40 年頃に加入手続を行っていないということで、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとされたが、私は間違いなく婚姻届を提出した際に区役所職員に勧められ、国民年金の加入手続を行い、その際、60 歳まで保険料を納めた場合は国民年金が満額支給となるように、夫婦二人分の過去の保険料をまとめて納付し、その後の保険料もどのようにしたか憶えていないが、納付した。

新たな資料は無いが、前回の申立てに対する判断に納得できないため、再度申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の分と共に昭和 40 年頃に、自身が当時居住していた住所地の区役所で国民年金の加入手続を行い、過去の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、その国民年金手帳記号番号は 51 年 4 月に現住所地の区役所から払い出されたものであり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、及び 40 年時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができず、当時は特例納付の実施期間ではないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、間違いなく昭和 40 年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張するが、口頭意見陳述にお

いても、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な供述等が得られないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5022 (事案 568 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月まで

前回は行った年金記録に係る確認申立てに対する委員会の判断では、昭和 40 年頃に加入手続を行っていないということで、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとされたが、私の妻は間違いなく婚姻届を提出した際に区役所職員に勧められ、私の国民年金の加入手続を行い、その際、60 歳まで保険料を納めた場合は国民年金が満額支給となるように、夫婦二人分の過去の保険料をまとめて納付し、その後の保険料もどのようにしたか憶^{おぼ}えていないが、納付した。

新たな資料は無いが、前回の申立てに対する判断に納得できないため、再度申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が自身の分と共に昭和 40 年頃に、申立人及びその妻が当時居住していた住所地の区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、過去の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、その国民年金手帳記号番号は 51 年 4 月に現住所地の区役所から払い出されたものであり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、及び 40 年時点では、申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができず、当時は特例納付の実施期間ではないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、間違いなく昭和 40 年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張するが、口頭意見陳述においても、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な

供述等が得られないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5023 (事案 2161 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 51 年 4 月から 53 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 53 年 12 月まで

私は、昭和 36 年 4 月頃だったと思うが、女性の集金人に勧められて国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、全てその女性の集金人に納付した。

その後、女性の集金人から引き継いだ男性の集金人に、申立期間②の国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については再申立てとなるが、当該申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの間に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことなどから、申立人が申立期間①の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、今回の申立てにおいて、申立人は、昭和 36 年 4 月頃に、女性の集金人に勧められて国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、全てその女性の集金人に納付したと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会

の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、女性の集金人から引き継いだ男性の集金人に、当該期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、前回の申立てにおいて、申立人は、当該期間の保険料を納付していなかったとして、取り下げている上、申立人は、納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年9月までの期間及び53年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から52年9月まで
② 昭和53年4月から同年9月まで

私は、昭和51年の夏頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①について、私は、国民年金の加入手続を行ったときに、区役所で過去の国民年金保険料をまとめて35万円ぐらい納付し、結婚してからは、妻が銀行で納付書に現金を添えて、月々又はまとめて納付していた。

申立期間②についても、私の妻が、銀行で納付書に現金を添えて、月々又はまとめて納付していた。

私は、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、当該期間の始期から申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期までの期間について、申立人は、昭和51年の夏頃、国民年金の加入手続を行い、区役所で過去の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているが、申立人がまとめて納付したとする金額と実際に納付した場合の保険料額は大きく相違する上、その時点において過年度にあたる保険料は、区役所の窓口で納付することができない。

また、申立期間①のうち、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期以降の期間について、自身では、国民年金保険料を納付した憶えが無いと述べている上、結婚後は、申立期間②を含め自身の保険料をその妻が納付していたと述べているが、その妻は、銀行で納付書に現金を添えて、月々又はまとめて納付していたと思うがはっきりしないと述べるなど、申立人の保険

料の納付に関する記憶が曖昧であり、当時の納付状況を確認することができず、その妻の当該期間の保険料も未納である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されるなどして、申立期間の国民年金保険料が納付された可能性も精査したが、その形跡もうかがえなかった。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5025

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 59 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 59 年 4 月まで

私は、20 歳を過ぎた昭和 54 年頃、父親から、市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いたことがある。「ねんきん特別便」が送られてきたときに申立期間の国民年金保険料が未納とされていたので、父親が「ねんきんダイヤル」に電話して、保険料を納付した記憶があると説明していたことを憶えている。

私は、父親がどのように申立期間の国民年金保険料を納付していたか分からないが、父親が保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、昭和 61 年 9 月と推認され、当該加入手続時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間から加入手続時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 44 年 7 月まで

私は、昭和 38 年 9 月から厚生年金保険の適用事業所で勤務していたが、39 年 4 月に結婚式を挙げた頃に、夫婦一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していた。

申立期間のうち、厚生年金保険に加入していた昭和 39 年 4 月から 44 年 6 月までに重複納付していた国民年金保険料を、ほかに未加入となっている期間に充当してほしい。また、申立期間のうち、44 年 7 月が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 4 月に結婚式を挙げた頃に、夫婦一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料を納付した時期及び保険料額の記憶が無いことから、保険料の納付状況が不明である上、申立期間のうち、39 年 4 月から 44 年 6 月までは厚生年金保険に加入し、当該期間の国民年金保険料も重複納付していたとも主張しているが、制度上同時に二つの年金制度の被保険者資格を得ることはできないことから、申立人の主張は当時の制度と一致しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和 44 年 9 月に夫婦連番で発行され、当該国民年金手帳には同年 8 月に国民年金被保険者資格を取得している記載が見られる上、申立人は、当該国民年金手帳以外に国民年金手帳が交付された記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5027

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 44 年 7 月まで

私は、昭和 39 年 4 月に結婚式を挙げた頃に、夫婦一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 4 月に結婚式を挙げた頃に、夫婦一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料を納付した時期及び保険料額の記憶が無いことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和 44 年 9 月に夫婦連番で発行され、当該国民年金手帳には同年 8 月に国民年金被保険者資格を取得している記載が見られる上、申立人は、当該国民年金手帳以外に国民年金手帳が交付された記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 47 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 47 年 7 月まで

私は、昭和 42 年 1 月に実家で経営している会社を退職したときに、母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行ったが、そのときに母親から国民年金手帳をもらった記憶は無い。加入手続後の国民年金保険料については、私が、2、3 か月ごとに自宅に来ていた集金人に納付していたが、44 年 7 月に別の区に転居することになったので、集金人にその旨を話したところ、転居後も同じ集金人が来たので、引き続き保険料を納付していた。

申立期間が未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 42 年 1 月に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を所持していた記憶は無いが、集金人に国民年金保険料を納付し、昭和 44 年 7 月に別の区に転居した後も同一の集金人に保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市では、当時、国民年金手帳を使用した印紙検認方式により保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立人の主張は当時の制度と一致しない上、二つの行政区域で同一の集金人が集金業務を行っていたとするのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 50 年 4 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、当該加入手続時点まで申立期間は国民年金に未加入で国

民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 40 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 40 年 5 月まで

私は、国民年金制度発足時は 20 歳を過ぎていたので、母親から国民年金の加入を勧められ、母親が私の国民年金の加入手続を町役場で行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が集金人に納付しており、私が昭和 38 年 2 月に厚生年金保険に加入した後も、母親が集金人に保険料を納付していたと聞いていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 38 年 2 月に厚生年金保険に加入した後も、その母親が国民年金保険料を納付したと主張しているが、制度上同時に二つの年金制度の被保険者資格を得ることはできないことから、申立人の主張は当時の制度と一致しない。

さらに、申立人の特殊台帳によると、申立人は、昭和 38 年 2 月に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間直後の 40 年 6 月に国民年金に任意で再加入していることが確認できることから、申立期間も継続して国民年金保険料を納付していたとする申立内容は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 26 日から同年 6 月 1 日まで
私は、昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 5 月 31 日まで A 社に勤務し、同年 6 月の給与明細書でも厚生年金保険料が控除されている。
しかし、厚生年金保険の記録では、昭和 41 年 5 月 26 日が資格喪失日となっており同年 5 月の記録が欠落している。
当時の給与明細書を提出するので被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 41 年 6 月分の給与明細書において、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第 19 条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、資格喪失の時期は、同法第 14 条において、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されているところ、複数の同僚に照会したものの、申立人が、昭和 41 年 5 月末日まで A 社に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできなかった。

また、複数の同僚が、「当時の給与は、15 日締めで 25 日支払だった。」と証言していることから、昭和 41 年 6 月分給与の計算期間は、同年 5 月 16 日から同年 6 月 15 日までであると認められるところ、上記の給与明細書において、申立人の勤務日数は「9 日」と記載されていることから、申立人は、申立期間である同年 5 月末日まで勤務していなかったことが確認できる。

さらに、A 社は、「当時の資料は保管していない。」としており、申立

人の勤務期間を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間を厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年7月16日から27年4月1日までの期間、28年11月1日から29年5月1日までの期間及び同年5月1日から30年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年12月頃から28年11月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月16日から27年4月1日まで
② 昭和27年4月1日から同年6月1日まで
③ 昭和27年12月頃から28年11月1日まで
④ 昭和28年11月1日から29年5月1日まで
⑤ 昭和29年5月1日から30年10月1日まで

私は、昭和26年7月16日から27年5月31日までA社C事業所に勤務し、同年12月頃から33年12月30日までB社E工場に勤務していたが、27年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年12月頃から28年11月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのを訂正してほしい。

また、昭和26年7月から27年3月までと28年11月から30年9月までの標準報酬月額が給与額と異なり低額であることから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の当該期間における標準報酬月額の記載は無いが、

同社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（控）により、当該期間の標準報酬月額が8,000円であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①当時の給与月額は2万円ないし4万円程度であったと主張しているが、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額の最高額は8,000円である。

さらに、申立人は、申立期間①における給与明細書、源泉徴収票等の関連資料を所持していないことから、申立人の標準報酬月額について確認することはできない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人がB社の後に勤務したD社が保管している申立人に係る履歴書には、A社における勤務期間は、昭和26年7月から27年5月までと記載されている。

しかし、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和27年4月1日であることが確認できる。

また、申立人は、上司4名の名前を挙げているが、姓しか記憶していないため個人を特定できず、また、申立人が記憶している同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人の申立期間②当時、A社において厚生年金保険被保険者記録の存在する7名に照会し6名から回答を得たが、申立人を記憶する者はいない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、上述のD社が保管している申立人に係る履歴書には、B社E工場における勤務期間は、昭和27年12月から33年12月までと記載されている。

しかし、申立期間③又は申立人のB社における被保険者記録の存在する期間に、同社において被保険者となっている17名に照会し、9名から回答を得た結果、6名は入社日から3か月ないし9か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと供述している。

また、B社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③前後の厚生年金保険への加入状況を見ると、昭和27年11月1日に

63名を加入させているが、その後は4回にわたり1名ないし18名を加入させるにとどまり、28年11月1日に至って117名を加入させていることを踏まえると、B社E工場においては、従業員を一定期間まとめて厚生年金保険に加入させている状況がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、B社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の標準報酬月額が8,000円と記録されているところ、申立人は、申立期間④当時の給与月額は1万5,000円程度であったと主張している。

しかし、当該期間における標準報酬月額の最高額は8,000円である。

また、申立人は、申立期間④における給与明細書、源泉徴収票等の関連資料を所持していないことから、申立人の標準報酬月額について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間④についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤について、B社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の標準報酬月額が1万2,000円と記録されているところ、申立人は、申立期間⑤当時の給与月額は1万5,000円程度であったと主張している。

しかし、同僚照会の結果、申立人と業務内容及び勤務形態の同質性が高いと判明した同僚について、B社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、これらの同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同じ水準にあることがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間⑤における給与明細書、源泉徴収票等の関連資料を所持していないことから、申立人の標準報酬月額について確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間⑤についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から2年4月1日まで
私は、平成元年9月1日から2年3月31日まで、A社のB職の正社員として勤務し、C業務をしていた。
厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、平成元年11月10日から同年12月28日までの期間においてA社に勤務していたことは認められるものの、申立期間のうち、同年9月1日から同年11月10日までの期間及び同年12月28日から2年3月31日までの期間については、複数の同僚に照会したが、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることができなかった。

また、申立人は、「A社ではB職をしていた。それ以前にB職の経験は無かった。」と供述しているところ、当時の複数の同僚が、「当時、事務職の社員については試用期間が無かったが、B職の社員については、B職未経験者に限り試用期間があった。」と供述しており、当該試用期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、オンライン記録及び雇用保険の記録から、申立人と同じB職だったとする複数の同僚に係る雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得日を調査したところ、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも雇用保険の被保険者資格取得日から、1か月ないし1年10か月後であ

ることが確認できる。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない上、申立人も、当時の厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 45 年 11 月まで
② 昭和 48 年 12 月から 49 年 9 月まで

厚生年金保険の記録では、申立期間①のA社B営業所及び申立期間②のC組合に勤務していた期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

給与明細書や厚生年金保険料の控除を証明できる資料は無いが、毎月の給与から保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言及び雇用保険の記録から、期間は特定できないものの、申立人がA社B営業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時、A社の事業所で厚生年金保険の適用事業所となっていたのは、同社本社のみであり、同社B営業所は適用事業所となっておらず、同社B営業所に勤務したとする同僚も申立人と同様、同社B営業所に勤務したとする期間は、雇用保険の記録は確認できるものの、オンライン記録において厚生年金保険被保険者期間となっていないことが確認できる。

また、A社は既に解散している上、事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができないことに加え、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間についてC組合に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、C組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和51年1月19日であることから、当該期間は、同組合は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、当該期間について、夫の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間①及び②について、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
オンライン記録によると、A 県立 B 事業所において嘱託の C 職として勤務した昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 4 月 1 日までの期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当該期間は、D 事業所から A 県立 B 事業所に派遣されており、D 事業所で勤務した期間は厚生年金保険の被保険者期間となっているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県が提出した在籍証明書、臨時・嘱託名簿の写し及び元同僚の供述から、申立人が申立期間において、A 県立 B 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 県立 B 事業所の事業主は、「当時の資料等から判断すると、D 事業所との取決めにより、嘱託の C 職については、原則、厚生年金保険に加入させていなかったか、本人の希望によりに加入させていたものと推測される。」と述べているところ、同事業所が提出した昭和 55 年 11 月分支出調書によると、申立人を含む嘱託の C 職は、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における A 県立 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月から37年11月1日まで
私は、昭和35年3月にA社（現在は、B社）にC職として就職し、36年12月20日に同社のD職の辞令を受けたが、店舗を開設するため37年10月末日に同社を退職した。同社の店舗には、C職が2名、事務兼C職の助手が2名いた記憶がある。
厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「D職を命ずる」と記載されたA社の辞令から、申立人が少なくとも昭和36年12月20日の前後の期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時からA社に勤務していたとする複数の同僚に照会したものの、申立人の同社における勤務期間を特定することができなかった。

また、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年9月1日であり、申立期間のうち、同日より前の期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたとする複数の同僚は、「会社が厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

加えて、B社は、「当時の人事記録及び給与関係書類を保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年4月1日まで
② 昭和29年12月1日から30年2月1日まで

私は、A社が経営していた店舗で、昭和28年4月1日から30年1月末日までB職として継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が、29年4月1日から同年12月1日までとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び同僚の供述から、申立人が、当該期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①当時、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が記憶している複数の同僚は、申立人と同様に、同社が新規に厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年4月1日（以下「新規適用日」という。）に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同じB職として、A社の新規適用日より前から勤務していた同僚は、「同社の新規適用日より前の期間に、給与から厚生年金保険料を控除されていたかは分からない。」と述べている。

さらに、申立期間①当時のA社の代表取締役は、「賃金台帳等の資料は保管していない。同社の実質的な経営者は、私の母であったので、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除の有無については不明である。」と述べているところ、この代表取締役の母親は既に死亡しており、当時の状況について聴取することができない。

申立期間②について、申立人は、「昭和30年1月に、勤務先で、私の

上司の娘の結婚式（又は披露宴）があったことを記憶しているので、同年1月末日まで勤務したはずである。」と主張している。

しかしながら、申立期間②当時の代表取締役及び複数の同僚は、このことを記憶しておらず、当該時期を特定することができない上、申立人の退職時期について、証言を得ることができなかった。

また、複数の同僚に、自身のA社における退職日を聴取したところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の被保険者資格の喪失日と、ほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A社における資格取得日は昭和29年4月1日、資格喪失日は同年12月1日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致することが確認できる。

このほか、A社は既に解散しており、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年2月23日から同年9月1日まで
② 昭和21年7月31日から同年8月1日まで
③ 昭和21年9月18日から同年11月7日まで
④ 昭和23年1月16日から同年10月5日まで

私は、昭和19年9月7日から23年10月5日までA社のB船及びC船に乗り組み、申立期間①から④までは、F係として勤務していたにもかかわらず、船員保険の記録が無いので、調査して、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までの期間は、D会所属のA社の船舶に断続して乗り組んだ後の、F係をしていた期間であると主張している。

しかしながら、A社の承継会社であるE社では当該期間当時の資料を保管していない上、当時の事業主及び申立人が名前を挙げた3名の同僚は既に死亡しているか住所が不明であるため、申立期間①から④までにおける勤務実態及び船員保険料の控除について、証言を得ることができない。

また、申立人は、自身のほかにもF係であった者がいた旨を述べているところ、B船及びC船に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間①、②及び④において、被保険者はいないことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた前記3名の同僚の船員保険の被保険者記録を見ると、申立人の一度目のB船における船員保険の加入期間に被保険者記録のある1名の同僚は、申立人と同様に申立期間①において船員保険の被保険者記録が無い。

申立人の二度目のB船における船員保険の加入期間に被保険者記録のあ

る1名の同僚は、申立人と同様に申立期間②において船員保険の被保険者記録が無い。

申立人のC船における船員保険の加入期間にB船で船員保険の被保険者記録のある1名の同僚は、申立期間③にまたがって船員保険の被保険者記録があるが、申立人と同様に申立期間④において船員保険の被保険者記録が無い。

また、申立人は、申立期間当時の船員手帳を所持していないことから、申立人が申立期間①から④までにおいて船員保険に加入していた事実を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①から④までにおける保険料控除について確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から④までに係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から④までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 10 日から同年 8 月 25 日まで
② 昭和 32 年 10 月 31 日から同年 11 月 13 日まで
③ 昭和 33 年 1 月 30 日から同年 10 月 11 日まで
④ 昭和 33 年 10 月 11 日から同年 11 月 4 日まで
⑤ 昭和 33 年 12 月 22 日から 34 年 1 月 5 日まで
⑥ 昭和 35 年 9 月 3 日から 38 年 9 月 1 日まで

船員手帳に記載されている船舶 A (申立期間①及び②)、船舶 C (申立期間⑤) 及び D 社の船舶 E (申立期間⑥) の乗船期間のうちの一部が、船員保険被保険者期間となっていない。

また、船員手帳に記載は無いが、船舶 F (申立期間③) の船員保険の加入記録が実際に勤務していた期間より短い。

さらに、船員手帳に記載されている船舶 B (申立期間④) の乗船期間全てが船員保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を船員保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳から、申立期間①及び②は船舶 A、申立期間④は船舶 B、申立期間⑤は船舶 C、申立期間⑥は D 社の船舶 E の雇入期間であることが確認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適正等を確認するために設けている労働

契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、申立人が所持する船員手帳の雇入日及び雇止日の記載のある4か所で、船員保険の資格取得日及び資格喪失日と一致するのは1か所も無く、雇入契約期間より船員保険の被保険者期間が約1週間多い期間も存在することから、申立人所持の船員手帳記載の雇入日及び雇止日をもって、直ちに、船員保険の資格取得日及び資格喪失日の根拠とすることはできない。

申立期間①及び②について、船舶Aに係る船員保険被保険者名簿から、申立人と同日に同船舶の船員保険被保険者資格を取得した同僚に文書照会を行ったが、回答を得られないことから、当時の状況を確認できない。

また、船舶Aの所有者は、当該期間に係る船員保険の資格の得喪等については不明であると回答しており、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できない。

申立期間③について、船員手帳には船舶Fに係る記載は無く、申立人の船舶Fでの雇入期間を確認することができない。

また、申立期間③において船舶Fに係る船員保険被保険者となっている同僚が「申立人を知らない。」と供述していることから、申立人が、当該期間において引き続き同船舶に乗っていたことを確認できない。

さらに、船舶Fの所有者は連絡先不明であり、申立期間③における申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

申立期間④について、船舶Bの所有者は連絡先不明であることから、当時の状況及び船員保険料の控除について確認できない。

また、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されていない。

さらに、船舶Bの船員保険被保険者名簿に記載されている同僚2名の連絡先は判明したが、既に死亡しており、当時の状況を確認できない。

申立期間⑤について、船舶Cの所有者は連絡先不明であることから、当時の状況及び船員保険料の控除について確認できない。

また、船舶Cに係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同日に船員保険被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に照会を行ったが、いずれも回答を得られないことから、船員保険料の控除について確認できない。

申立期間⑥について、オンライン記録において、D社が船員保険の適用事業所となったのは昭和38年9月1日であることが確認でき、申立期間⑥当時、同社は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、「D社での勤務期間と船員保険被保険者期間は一致せず、同社で船員保険の資格を取得したのは、昭和38年9月1日である。」と証言している。

このほか、申立人は、いずれの申立期間においても、船員保険料の控除を確認できる給与明細書を所持しておらず、ほかに、申立期間①から⑥までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 26 日から同年 2 月 26 日まで
② 昭和 42 年 7 月 26 日から 47 年 7 月頃まで
③ 昭和 48 年 5 月 10 日から 49 年 5 月 10 日まで

私は、A社に昭和 40 年 2 月 26 日まで勤務した。また、B社に 47 年 7 月頃まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日が違っている。さらに、C社に 48 年 5 月 10 日に入社したのに資格取得日が違っている。同僚及び上司の名前などは覚えていないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 40 年 2 月 26 日までA社に勤務していたと主張しているが、同社において申立人と同時期に入社した同僚に照会したものの、複数の同僚から、「申立人は、本社工場の製造部に勤務していたが、退職した日までは分からない。」との回答があり、申立人が当該期間に勤務していたとする証言を得ることができなかった。

また、A社が保管している社会保険台帳に申立人の資格喪失日は昭和 40 年 1 月 25 日と記載されている。

申立期間②について、申立人は、昭和 47 年 7 月頃までB社に勤務していたと主張しているが、39 年 4 月 1 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間に、申立人が勤務していたという同社D店に勤務し、事務及び経理を担当していたとする同僚は、申立人を覚えておらず、「在籍している者を途中で厚生年金保険を辞めさせたことはなかった。また、当該期間を含めて 7 年も在籍していたなら、お互いに記憶していると思う。」と証言している上、複数の同僚に聴取しても申立人が当該期間に勤務していたとする証言

を得ることができなかった。

また、B社が保管している社会保険の記録台帳に申立人の資格喪失日は昭和42年7月26日と記載されており、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日と一致している。

さらに、B社から、「申立人は当該期間において既に退職しており、退職日以降の保険料の控除はしていない。」との回答があった。

申立期間③について、申立人は、昭和48年5月10日からC社に勤務していたと主張しているところ、同社の元取締役から提供された申立人の労働者名簿に同年10月10日雇入と記載されていることから、申立期間のうち、同年10月10日から49年5月10日までの勤務が確認できる。

また、上記の元取締役から、社会保険への加入は、申立人の希望により手続をした旨の証言を得ているところ、申立人の雇用保険における資格取得日の記録とオンライン記録における厚生年金保険の資格取得日が同日である上、C社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日とも一致している。

さらに、元取締役から、「厚生年金保険に加入するまでは保険料を給与から控除していない。」との回答があった。

このほか、申立人は、申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかにも保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月25日から同年11月1日まで
私は、昭和21年3月18日から22年9月1日までの期間、A社に所属する船舶BにC職として乗っていたが、21年3月25日から同年11月1日までの期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録は無いと回答された。船員手帳を添付するので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳から、申立人が申立期間にA社に所属する船舶Bに乗っていたことは確認できる。

しかし、複数の同僚は、「A社の船員保険の資格取得日が昭和21年11月1日となっており、船員手帳の雇入日と異なる。」と証言している上、申立人が記憶する同僚及び申立人を含む612名の船員保険被保険者資格の取得日が申立人と同日の同年11月1日と記録されており、同社では、まとめて同日に船員保険に加入させていたものと考えられる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿及び昭和58年6月28日に社会保険庁（当時）からD共済組合連合会へ民間船員期間の移管手続のために提出された申立人の船員保険被保険者台帳の記録から、申立人の同被保険者資格の取得日が21年11月1日となっていることが確認できる。

さらに、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立期間の船員保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4923

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月1日から63年9月29日まで
申立期間当時は47万円であった厚生年金保険の標準報酬月額が、10万4,000円に引き下げられている。会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に訂正された形跡があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(昭和63年9月29日)より後の同年10月21日付けで10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、当時A社の代表取締役であったことが、同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、A社の取締役であった同僚は、「申立人は、元総務部長であり、昭和63年5月25日に代表取締役に就任してからは、経理部長及び総務部長の職を兼任しており、社会保険事務関係の仕事を全て行っていた。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 18 日から 39 年 2 月まで
母の日記に、私が昭和 38 年 7 月 18 日に A 社に就職した旨が書いてあるが、同社における厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親の日記及び申立人が後に勤務した B 市の人事台帳の職歴から判断すると、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立人と同じ業務であった C 職は申立人を含め 4 名いたと述べているところ、名前を記憶している 1 名の同僚については、A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において同姓同名の者が確認できたが、連絡先が不明である。申立人が名字のみを記憶している同僚 1 名については、被保険者名簿に同じ名字の者が 3 名確認できたが、いずれも申立期間より前に被保険者資格を喪失しており、申立人が主張する同じ職種の同僚とは確認できない。また、申立人は、もう 1 名の同僚については名字の一部しか記憶しておらず、申立人が記憶している名字の一部を手掛かりに被保険者名簿を確認したが、該当者は 1 名しかおらず、この者に照会したが C 職ではなかったと回答している。このように、申立人及び申立人と同じ職種であった同僚 2 名の名前を被保険者名簿で確認することができないことから、同社では、当時、厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、上記の被保険者名簿から申立期間当時に A 社に勤務していた同僚 80 名のうち、連絡先が判明した 20 名に文書照会をし、17 名から回答を得

たが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除に係る証言を得ることができなかった。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立期間において、申立人の名前の記載は無く、健康保険の整理番号は、昭和 35 年 2 月 12 日に資格を取得した者から申立人が資格を喪失したとする 39 年 2 月以降も欠番が無い。

加えて、申立人は給料明細書等の資料を所持していない上、事業主も、昭和 38 年当時の記録は一切残っていないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について、不明であると回答している。

このほか、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月28日から19年10月1日まで
私は、昭和18年4月28日にA社（現在は、B社）に入社し、19年10月1日から63年8月1日まで同社の厚生年金保険被保険者となっているが、同社に入社した当時は、C係に所属していたものの、同社がD工場として稼働していた時期には、同社のE業務に従事した。会社の人事労務担当からは人事雇用において処遇する旨を告げられており、申立期間は労働者年金保険法の被保険者として記録されているはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した退職証明書から、申立人はA社に昭和18年4月28日から63年7月31日まで勤務していたことは確認できる。

また、申立人と同様に昭和19年6月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した女性の同僚は、申立期間当時、申立人が工場労働者と同様の業務に従事していたと述べている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「坑内夫其の他」の欄に申立人が「甲」と記載されているところ、F事務センターの担当者は、「甲」と記載された被保険者は、昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月1日からの保険料徴収開始を受けて厚生年金保険の被保険者期間となることを表わしている旨の意見を述べており、事業主は申立人を労働者年金保険の対象となる工場労働者ではなく、男子の一般職員として扱っていたことがうかがえる。なお、申立人と同様に同被保険者名簿において「甲」と記載されている同僚も同様の扱いを受けていることが確認できる。

また、申立期間において労働者年金保険法の適用事業所になっていたA社G工場及び同社H事業所の事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間において、申立人が労働者年金保険被保険者として事業主により労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
私は、昭和 37 年 4 月 21 日から同年 9 月 30 日までA社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間も保険料を控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた申立期間当時の上司の氏名がA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記の上司は既に死亡している上、A社の業務を承継したC社は、A社の社員等の人事記録等を引き継いでいないため不明と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人と同時期にB職として入社した元社員は、「A社は入社するとすぐ辞める者が多く、会社は、すぐには厚生年金保険に入れてくれなかった。厚生年金保険への加入の取扱いは会社の評価により個人差が見受けられた。」と供述しているところ、申立人が当時の同僚として名前を挙げた2名も、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名を確認できない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月20日から31年3月16日まで
② 昭和34年8月3日から36年10月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、A社（現在は、D社）に勤務していた期間の一部の記録が無い。

A社はB市にあり、C職として勤務していた。同社を一旦退職し、別の会社でC職をしていたが、同じ仕事なら戻ってくるように声をかけられ、再度入社して昭和57年まで勤務した。勤務していたことは間違いないので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻は、申立人が申立期間においてもA社に継続して勤務していたと述べている。

しかし、D社の事務担当者は、「現在の体制に至るまでに会社の統廃合と移転を複数回行っており、申立期間当時の資料が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認できない。

また、A社の同僚の一人は、「時期は分からないが、申立人は個人でC業を営んでいたことがあり、個人でのC業は生活が安定しないため会社に戻るよう声をかけたことがある。」と供述している。

さらに、A社のほかの同僚によると、「同社では社会保険には原則として強制加入だったが、同社の給与は、売上額によって毎月変動したため、手取額の減少を嫌う従業員が社会保険からの脱退を希望することもあり、

そのような場合には会社もそれを認めていた。」と供述している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和29年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年10月20日に同資格を喪失した後、31年6月27日に同資格を再度取得し、34年8月3日に同資格を喪失していることが確認できる以外に、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

このほか、申立期間において、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月から28年2月まで

私は、申立期間において、A社の下請のB社の職人としてC県のD所でE業務に従事していた。

F軍との契約で厚生年金保険に加入する条件だったが、B社は厚生年金保険に加入していないので特別な手続をして厚生年金保険に加入させるという話だった。

しかし、この期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB社に雇用され、C県のD所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年11月1日であり、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の給与担当者は、「B社において給与から厚生年金保険料を控除したのは、昭和28年12月からである。それ以前については控除していない。」と証言している。

さらに、申立人と一緒にC県で勤務していたとする複数の同僚の年金記録を調査したところ、いずれも申立期間当時は、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

加えて、B社は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係資料を確認することはできない上、申立人も、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 27 日から 49 年 2 月 5 日まで
私は、昭和 47 年 7 月頃から 49 年 2 月まで A 地区にあった B 社で勤務していたが、厚生年金保険の記録では申立期間の被保険者記録が無い。
勤務していたことは間違いないので、調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述内容から、期間の特定はできないものの、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 22 日から 4 年 3 月 1 日まで

私は、平成 3 年 4 月に A 社の社長の面接を受けて入社し、同年 4 月 22 日から翌年の 2 月末日まで同社の B 業務担当員として勤務していた。同僚の名前は覚えていないが、当時、同社には、社長を含め 4 名から 5 名ぐらい勤務していた。

厚生年金保険の被保険者記録によると、A 社に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している A 社の事業主名、同社の所在地及び同社の本店移転時期が、同社の商業登記簿謄本の記載内容と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当時の従業員数について、「社長を含め 4 名から 5 名ぐらい勤務していた。」と申し立てしているところ、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 5 月 1 日から申立期間より後の平成 4 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者となっているのは事業主 1 名だけであることが確認できる。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、A 社は既に解散しており、当時の資料を確認できない上、申立期間当時の事業主からも証言を得ることができない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から同年8月1日まで
私は、A社（申立期間当時の名称は、B社）が発行した「在職期間証明書」の記載どおり、申立期間は同社に勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社が発行した在職期間証明書、同社が保管している雇用契約書及び申立人が記憶する同僚の証言から、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「採用後2か月以上経過して社会保険に加入させていた。」と回答している上、同社が保管している給与台帳によると、申立人は申立期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、上記の同僚は、「試用期間が2か月ぐらいあり、当該期間は厚生年金保険に加入できなかった。」と述べている。

さらに、申立人のC厚生年金基金及びD健康保険組合における資格取得日は、平成9年8月1日となっており、オンライン記録における申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月4日から21年6月1日まで

私は、昭和19年4月にA社B工場に入社すると同時に、同社が設立したC青年学校に入学したが、終戦により学生は全員帰省することになった。帰省中の20年11月1日に、校長から「一部の者を復職させることになった。」とする手紙を受け取ったため、同社B工場に戻り、同社D寮に入寮した。E作業に従事した後は、F工事を待った。

私の入寮に続き、数日後、C青年学校の学生4名が入寮してきたことを記憶している。昭和21年春頃までには、多くの学生が戻ってきたが、その頃までに復職した者は、A社における勤務期間が中断することなく、通算されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人に係る住民票の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、申立人に係る人事台帳には申立期間当時の経緯が記載されていないため、当時の状況は確認できないとしている。

また、申立人が復職時に従事したE作業を指揮したとする上司2名及び申立人をA社B工場に復職させたとするC青年学校長については既に死亡しているか、又は住所不明のため、照会することができず、証言が得られない。

さらに、申立人が、申立人とほぼ同時にA社B工場に復職したとする4名の復職時の資格取得日は、申立人と同じ昭和21年6月1日であること

が確認できる。

加えて、申立人は、昭和 21 年 4 月及び 5 月頃には多くの C 青年学校の学生であった者が復職したとしているため、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、終戦後の厚生年金保険への加入状況を調査したところ、同年 5 月 1 日に終戦後初めて 1 名が厚生年金保険被保険者資格を取得しており、続いて同年 6 月 1 日に 114 名が被保険者資格を取得したことが確認できることから、同社 B 工場においては、戦後復職した者について、同年 6 月 1 日にまとめて厚生年金保険に加入させた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 11 月 1 日まで
A 社 B 支店に勤務していた期間のうち、昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、A 社に勤務していたが、同社が C 県に事業所を設置した 38 年 5 月 1 日から、同社 B 支店に勤務した。同社 B 支店には 2 年ほど勤務したが、休職等もした覚えは無く、厚生年金保険被保険者期間が 1 か月ということは考えられない。申立期間に同社 B 支店に勤務していたことに間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 6 月 1 日に A 社 B 支店の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後も、40 年 11 月 1 日まで、同社 B 支店に勤務していたと述べている。

しかしながら、A 社 B 支店は、昭和 40 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同日から同年 11 月 1 日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社は昭和 49 年に解散している上、同社の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、A 社 B 支店で一緒に勤務した同僚の氏名を覚えていないことから、同社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で連絡先の判明した 5 人に照会したところ、4 人から回答があり、このうち 2 人は、「申立人のことを知っているが、申立人の A 社 B 支店における在籍期間は分からない。」と回答しており、ほかの 2 人は申立人のことを知ら

ないと回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失し、同年7月2日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる以外に、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月頃から同年12月末頃まで
事業所の名称は確かではないが、昭和27年8月頃にA県からB県C地区に転居し、アパートを借りて電車通勤でB県D地区にあったE社又はF社に同年9月頃から勤めたことを記憶しているが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB県D地区にあったE社又はF社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人は、当時の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録から、D社会保険事務所（当時）及びC社会保険事務所（当時）の管内に所在するE社及びF社という名称の事業所の検索を行ったところ、E社は3か所、F社は5か所が該当したが、いずれも申立期間より後に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認でき、申立てに係る事業所の確認ができない。

さらに、E社及びF社について、管轄する法務局に照会したが、該当する事業所の商業登記の記録も確認できない。

加えて、申立人は、申立てに係る事業所の名称及び所在地に関する記憶が曖昧であるため、申立人が申立期間の後に勤務した厚生年金保険の加入記録がある6事業所に申立人の職歴を調査したところ、3事業所については既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため照会できず、また、

2事業所については、いずれも、数回の事業所移転の際に、申立人が勤務していた当時の資料は処分しているので分からないとの回答であった。残りの1事業所には申立人の社員記録が保管されていたが、職歴欄には、2社のみの職歴が記載されており、E社又はF社の記載は無いため、申立てに係る事業所の特定はできない。

また、申立人が電車でB県D地区に通勤していたと述べていることから、D社会保険事務所管内の事業所に勤務していた申立人と同一生年月日の者を検索し、男性全ての氏名を確認したが、申立人の名前は無く、申立てに係る事業所の記録は確認できなかった。

さらに、申立人は申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人が記憶している同僚1名は姓しか記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について照会できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私は、A社B支店に昭和 58 年 2 月 1 日から同年 8 月 31 日まで勤務していたが、年金の記録を見ると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。確かに勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店に昭和 58 年 2 月 1 日から同年 8 月 31 日まで勤務していたと主張している。

しかし、申立人の記憶する同僚から名前の挙がった同僚は、「私はA社B支店に昭和 58 年 3 月に入社した。申立人は私が入社した時には、既に勤務していた。」と述べているが、退職については、「申立人は私と同じ時期に退職した。」と述べている。この同僚の同社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を確認したところ、58 年 6 月 2 日となっている上、ほかの同僚もこのような供述をしていることを踏まえると、申立人の申立期間の後半については勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、入社後 3 か月間は試用期間であり保険料は控除されていなかったことを記憶しており、同僚も、「入社後、数箇月は試用期間だった。厚生年金保険には加入しておらず、保険料は控除されていなかった。私もA社B支店に入社した日と厚生年金保険の資格取得日が数箇月相違している。」と述べている上、同社に従業員の社会保険加入の取扱いについて照会したところ、「申立期間当時、入社から一定期間をおいて厚生年金保険被保険者の資格取得の届出を行っていたようだ。」との回答を得ている。

さらに、A社が保管する厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間において申立人の名前は無い上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 7 月 1 日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 7 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当該期間は、同社の顧問として継続して勤務していたため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、平成 10 年分から 12 年分までの確定申告書及び 11 年 9 月分顧問料明細書から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことはいくつかある。

しかし、上記の平成 11 年分、12 年分確定申告書及び 11 年 9 月分顧問料明細書には、厚生年金保険料控除の記載は無い上、A社が交付した 11 年分及び 12 年分の「報酬等の支払調書」、旧社会保険庁及び厚生年金基金が交付した 11 年分及び 12 年分の「公的年金等の源泉徴収票」からも、厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、上記の平成 10 年分確定申告書の社会保険料控除欄に記載された社会保険料額を、当時適用されていた厚生年金保険料率で検証したところ、10 年 1 月から同年 6 月までにおける申立人の標準報酬月額から算出する厚生年金保険料と、同年 7 月から同年 12 月までに支給された顧問料（月額 35 万 6,000 円）から算出した厚生年金保険料を合計した金額とは一致しない。

さらに、A社の元事業主は、申立人の同社における資格喪失日は平成 10 年 7 月 1 日であるとしている上、「申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料は控除せず、当該期間に係る厚生年金保険料は、社会保険

事務所（当時）に納付していない。」としている。

加えて、A社における「役員退任後の処遇基準に関する内規」によると、同社の顧問は、「健康保険組合、厚生年金基金は脱退し、健康保険組合は本人の希望により2年間の任意継続とする。」と規定があるところ、同社が加入する健康保険組合が平成12年7月1日付けで申立人に交付した書面「健康保険任意継続被保険者資格喪失について」により、申立人は、10年7月1日から12年7月1日までの期間、同健康保険組合の任意継続被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。